

家庭・保育所・幼稚園

幼児の教育

第六十一卷

第三号



日本幼稚園協会

トツパンのえほん

どうようえほん <全4巻・各50円>

童謡絵本 <全10巻・各 70円>

合本・童謡絵本 <全2巻・各280円>

レコード絵本<全8巻・各230円>



ベビーブック <全 11巻・各 50円>

愛兒繪本 <全102巻・各 50円>

こども絵本 <全30巻・各80円>

人形絵本 <全25巻・各100円>

マジック絵本 <全 3巻・各110円>

百科 絵 本 <全 12巻・各 90円>

こども百科 <全12巻・各130円>

絵物語 <全31巻・各150円>

お 話 絵 本 <全 12巻・各 90円>

フレーベル館 - 発行 -

今まで身近にありながら案外に基礎的な研究がなされていない絵本についての実践的研究

絵本の研究

幼児絵本研究会著

A5判 200頁 360円

フレーベル館

幼児の教育 目次

——第六十一卷 三月号——

表紙 林義雄

しつけと幼児教育	山下俊郎	(2)
「しつけ」への絶えざる反省	成田錠一	(6)
精神分析学と幼児の教育 II	北見芳雄	(11)
入学交響曲（未完成）	大熊米子	(15)
★自然観察における興味の重要性についての所感	山内美子	(18)
* 子どもの評価	松村光子	(24)
* 幼稚園の中での子どもの評価と教育	宮崎洋子	(29)
行事保育の反省（その三）	清水エミ子	(33)
小学校と幼稚園	伊東金造	(42)
☆これから保育室と遊戯室②	坂元彥太郎	(55)
つたのみ日記(7)	日下あこ	(46)
ある病院小児科にて(1)	清越	(58)
日本幼児保育史の研究	日本保育学会共同研究小委員会	(63)



しつけと幼児教育



山 下 俊 郎

へ

「しつけ」ということばは教育の一つの方法を意味することばである。

しつけはもともと裁縫の用語である。すなわち、しつけは「仕付」であるといわれている。それは、一定の折目をつけるためにあら糸で縫いつけておいて、そこにしつかりとした折目がつくようにすることを意味している。そして、古い用法では、礼儀作法をしつけることが、しつけといわれていたということである。

この場合、その中心になる意味はやはり方法的な意味であ

る。すなわち、教育の一つの方法として、「仕付」けることが意味されているのである。すなわち、この方法は、右に述べた意味のとおりに、理を説いて聞かせ、飲み込ませ、理解させて、ある一定の教育内容を与えていくという方法ではない。そういう行き方どちがって、身に行なつて習熟させる、すなわち、行動することによって次第になれさせてゆくという方法である。そこでは、教育者が、望ましいと思う行動の様式を、そのまま端的に教育される者の方に、いわば移植するという方法が行なわれ、これが「仕付」であるといえる。

着物の「仕付」のように、一定の型の中へと自然に導入し、

その中に入ることによって、望ましい行動の様式が自然に身につくようにしてゆくことがすなわちしつけなのである。この場合、しつけはこれを受ける者の側からいえば、積極的に学習する意志はない、したがって、一定の行動様式に自然になれるこことによつて、それが自然に身についていくというのが、いわゆる学習と異なるところのしつけの特質であると考えられてゐたのである。

△△

いまわたくしが右に述べてきたことは、しつけのいわば伝統的な用法における意味の説明である。今日、わたくし達は、このような意味、ことに礼儀作法のしつけというようなせまい意味において、このことばを使おうとは思わない。

第二次大戦の終戦後数年、いわゆる新しい教育ということがやかましく言われた当時、一部の人達は、しつけというの

は、子どもの自発性を無視した「押しつけ」であり、封建的な教育方法であるといって、しつけを排撃し、否定した。しかし、このような否定論者は、きわめて形式的な上すべりの論をする人達である。しつけは押しつけだという論は、教育

方法としてのしつけを単に形式的にとらえているに過ぎない

わたくしは、幼児教育の方法的な基本原理として間接性の

い。そこに関連している方法的意味、ことにその心理的な構造の意味を理解できない形式論者であるとわたくしは考える。

わたくしは、ひろくいうならばしつけは生活指導の方法であり、その技術であると考へる。もちろん、この場合、礼儀作法というような狭い、そしてとらわれた考え方はとらない。むしろ、ひろい意味において、望ましい生活の様式を子ども達に与えるために、望ましい生活の様式へと子ども達を誘導していくための一つの教育技術であると考えるものである。

そして、このような意味にしつけを考えると、幼児教育においてこそ、しつけは最も大切な意味を持つてくるものであることが、考へ直されなければならないと思うのである。

△△△

そこでわたくし達は幼児教育の方法について考えてみよう。わたくし達は、幼児を教育する方法は、大きい子ども達を教育する方法とは根本的に異なつてゐることに注意しなければならない。

原理というものを考へてゐる。幼児教育は、直接教育ではなくて、いわゆる間接教育なのである。間接というのは、直接に、真正面から、子どもに教育内容を与えるのではなくて、いわば間接的に、まわり道をしながら、誘導することによつて、教育内容を自然に身につけさせるというやり方をいうのである。ちがうことばで表現すれば、一定の教育内容の方向へと近づいていくように仕向けてゆくのが、幼児教育の方法なのである。子どもが活動している間に、いつのまにか、こちらの願つているものが、すっかり子どもの身についているようになるといふことが、その本質なのである。

たとえば、わたくし達は、子ども達が幼児期という時期には、全身運動の能力を、発達させなければならない時期にいたことを知つてゐる。そこで、わたくし達は、幼児達のこのような活動を誘い出すような環境を用意してやることによつて、このような全身運動を主体とした活動を引き出すことをつとめるのである。この考え方の線に沿つて作られたものがすべり台、ぶらんこ、ジャングルジム、その他の道具なのである。わたくし達は、幼児達に、走りなさい、よじのぼりなさい、ぶらさがりなさい、……ということを言わない。しかし、このような環境を用意してやれば、子ども達はおのずか

ら、このような活動に没頭するようになるのである。環境を用意してやるといふ、一つの「しむけ方」によつて、わたくし達は子ども達の成長に一つの方向づけをしてやることができる。これが幼児教育の方法の基本的な特質なのである。

直接に、こうとすることを求めるない、しかしこちらの用意した方向へ導入し、誘導し、しむけていけば、おのずからわたくし達の願うものが子どもの身についてゆく、それが幼児教育の方法的な特質である。

〈四〉

このように考へてくると、わたくし達は、さきに考へたしつけということと、幼児教育の方法との間には、大きな類似点があることに気づくであろう。

身に行なつて習熟するようになると、誘導によつてこちらの願う方向へしむけていくこととは、同じことをちがう面から観察してゐるのだと言えるであろう。しむけていくって、一定の活動を行なうということ、それを重ねていくことによつて身に一定のものがつくようにするということ、同じことの連続を指してゐるともいえるであろう。

ことに、わたくし達は、幼児の教育というのは、幼児の生

活を指導することであると考えている。生活全体を望ましい方向へむけていくようにすることによって、望ましい能力や態度が身につくようになりたい、これが幼児教育者の願うところなのである。その生活を指導していくという技術、これはすでにさきに考えたように、これがしつけということなのである。

ただ、問題を見出そうとする人は、しつけの場合は、しつけを受ける者の側に自ら身につけようとする意志がないことを問題にし、ここに自発性を基本的な出発点とする現代の教育との食い違いを指摘しようとするかもしれない。しかし、低い年令の幼児においては、自ら受けようとする意識、自ら学ぼうとする意識がないことが多い。しかし、それがないからといって、教育が不可能なのではない。これを特定の活動の方向へ誘導するという技術があつてはじめて、子どもに特定のものを身につけさせることができるのである。極言すれば、自発性をひき出すようにする教育的技術がなければ、幼児教育は成立しないといつていよいのである。

（五）

このように考えてみると、「しつけ」ということの考え方

は、幼児教育の方法と本質的に共通する面を持っている。わたくし達は、しつけということばが、きわめて古い、そして好ましからぬ響きを持つてゐるということにだけとらわれないで、その本質的な、そして生産的な意味づけをしなければならないと思うものである。

とくに、幼児教育における生活指導ということの持つてゐる重要な意味をふり返って考えるとき、しつけの意味が考え直されなければならない。

そして、それと同時に「しつけ」の内容、その方法というものが、幼児教育においてどう考えられなければならないかという問題が出てくる。この場合、しつけの内容を定めてくるものは、子ども達が将来その中に生活していくであろうところの文化の型である。そして、その方法を定めてくるものは、ひとしく幼児といっても、その年令によって異なるところの発達段階による心理的構造である。しかし、ここでは、これまで以上論を進めるることは紙数の都合上できない。この論では、「しつけ」と幼児教育との関連を考察するだけに止めておきたいと思う。

*

*

*

「しつけ」への絶えざる反省

成田 錠



親と子の間、保育者と被保育者の間に展開されるしつけのあり

う。

方には、本質的には差は無いと考えます。場所と構成人員の差こそあれ、それが日常生活の不斷の流れの中で、絶えず成長変化する子どもを中心として、与えられ、受けとめられているものであるという意味においてです。もちろん、幼稚園、保育所の方が、現在においては、より子ども中心の生活が展開されているという事実は、標題に対して重要な意味をもっているのですが、このことは、一応伏せておくとして、以下家庭でのしつけ、保育所・幼稚園でのしつけということにとらわれることなく、なぜ「しつけ」に絶えざる反省が必要かということについて、私なりの考え方を述べてみることにします。

問題の所在を明白にし、具体化する意味で、私のたずねた数人の、母親及び保母の意見の代表的なものを次に再録してみましょ

先ず、小学二年と保育所年長児の二人の母親Aさんは、

『しつけというのは、おとな、社会人となるための必要な知識、作法を自然に覚えさせることではないでしょうか。』

『私達の子どもの頃のしつけは、親の命令に、素直に従うといった感じに受けとつてきました。自分が、母親になつてみましても、やはり反発を感じるものが多くあります。とやかく言われるところですが、今の子ども達の、しつかりした自己主張や、自立性には明るさがあつたといへん良いことだと思っています。』

『勿論、私の家にも、祖父母がありますので、しつけの考え方の違いと言いますか、遠慮するといった困ったことも出でてきますが、そう言う本人が、祖父母や、私の両親が、私にしたり、言つたりしたのと同じことを、子どもにしていることがありますので、

注意しなければいけないと感じます。』

『しつけの方針といいますか、どんな人間に育ててゆきたいかということについては、欲張りのようですが、科学的な眼をもつた、自己主張のできる人、自然に親しみ、夢のもてる人になって欲しいと思っています。焦らないで、じっくりと、自然の生活の中で育ててゆきたいと考えています。』

『上の子のことですが、社会のテストに、「歯は一日に何回みがいたらよいか」というのがあって、子どもは一生懸命考えた末、二回と答えたら、それは間違いで、三回が正答だったというので、子どもがうかぬ顔をしていました。また道徳の時間が、一番嫌いだともうしたりしますが、私にはなんだか分るような気がします。』

『しつけ、特に家庭でのしつけに、無関係かもしれません、この頃の子ども達の中に、童謡も知らない、マンガも読んだことのない、遊び方も知らない子が増えているそうですが、もつともつと母親として反省すべき点も残っているような問題だと、受けとっています。』

次に保育所保母Bさんに、保育所のしつけを中心に。

『私の受けてきたしつけも、形だけの美くしさを強調するものであったように、思い出されます。私の感じでは、その内容をう

まく言えないのですが、現在は、日常生活の規律といいますか、個人の日常生活が、快よくすごされるということが中心になると思います。』

『私の成長してきた経験から言えば、保育所でも、家庭でも、いわゆるきびしさ、きゅうくつきが感ぜられない方が、効果的なようと思われます。でも自立的なしつけは、しつかりと、健康・安全のしつけは、徹底してしつけねはならないと考えています。』

『実際に保育の仕事をしてみて、そのむずかしさと、しつけるのは、親、先生ばかりでなく、一般社会の人の協力も是非必要だということが痛感されます。』

『また手をぬくと、一度しつけたものも、とぎれがちになると、いうことは、私達のやっているしつけの方法への反省に、大切な手がかりになると思います。ややもすれば、「しなければならない」式のお題目主義になりますが、「どうして手を洗わなければいけないのか」という点を、理解させながらといいますか、何か方向づけを、はつきりと、自分にも、子どもにも納得させての習慣化をさせれば、子どもは、その年令なりに、よくのみこんでくれるのではないか』

『保育所本来の姿から言えば、生活・健康指導が、しつけの具

体的な形になると 思いますが、そこには集団生活の意味が、家庭よりもより大きく、具体的に加わっていると考えます。例えば、遊びにしましても、その個人的楽しみと、それを同年令の相手も味わっていること、みんなが楽しく遊べること、このことの中に、保育所のしつけのポイントが、かくされているような気がします。

個性を育てながらの集団への適応ということが、分つていながら、子どもの条件も、子どもの生活も、子どもの喜びも無視して、無関係な、ひとりよがりな規則の押さえをしてはいけないでしようか。似て非なる社会性の名の下に、子どもの生活とはかけはなれすぎたカリキュラムの押しつけ、こんなところから、私達の日頃のしつけについての、愚痴不満が、生まれることもあるのではないでしようか。子どもの生活、本来の遊びから、彼らなりのなつとくづくの本物の約束、規則が生まれてくるという事実を、今一度見直してみたいのです。』

次に Aさんにも Bさんの発言の中にも出てこなくて、しかも最も大切だと思われるのは、子どもがそれをどう受けとめているかという点です。このことについて、先ず、考えてみることにします。子どもは、兄弟と友達と不公平に扱われることを極端に嫌っています。母親や先生を大好きなくせに、一番こわい存在だと思っています。理由なく、見当違いに叱られるのは、たいへんショッ

クです。ふくれたり、やんちゃも始めます。私達はこんな時、どうするでしょうか。ゆっくり考える、なつとくさせる話し合いのゆとりを、多忙や、繁雑を理由に、A・Bさんも反省されているように、伝統的養育法、割り切った指導法、服従の押しつけ、徳目のくりかえしにすりかえてはいけないでしようか。

子どもには、また、苦手なことも、おもしろくないことも、させられることが、多いにもかかわらず、彼らは彼らなりに、一生懸命やっております。兄や友達と比べての、ひやかしやけいべつは、何一つ子ども達をはげましはしないと思います。かえってにくしみを増すだけです。しかし子どもには、母親や先生へ、そのほこ先を向けることの悪循環を、よく知つていて、兄弟や友達に手を出すことになります。このように、子ども達が叱られるようになるプロセスや場は、子ども達にとっては、弁解するゆとりも与えられない、訳の分らないことが多く、たいていは、つまらぬことで叱られることが多いのではないかでしょう。子どもに言わすれば、突然の来客に対する、挨拶の強要などは、いたって迷惑だし、頭から叱られるのは、もつてのほかだと言うでしょう。挨拶する場を作ってくれたらよくできると、言うかもしれません。

とにかく彼らは、おとなが介在しない自分達だけの世界だったから、たいへんうまく遊ぶことができます。

結論を出しましょ。子どもは公平に、大切にされたいのです。

注意すべきは、この願いが、我々が考える以上に、きびしいものだということです。それに、両親や、先生に、服従を要求する権利はありません。この両者の触れ合いが、これらの事実が無視された時に、どのようなものであるか、容易に想像できるでしょ。

このような子どもの立場をふまえた上で、Aさん、Bさんの言われる、しつけの内容について検討してみましょ。

Aさんは「おとな、社会人となるための心的な知識、作法」といい、Bさんは、「日常生活の規律、個人の生活が、快よくすごされる」と言つておられます。この内容は、子どもが絶えず変化するもの、生活の場は、簡単な固定されたものではないといふことから考えて、たいへんうまい表現ですが、やはり服従のおしつけ、徳目主義の危険を多分にふくんでいると考えられます。Bさんは、上手に言つておられます。個人の生活が快よくすごされるというこのうらには、勿論社会人としての個人という意味でしょう。正しい人間関係といふことでしょ。問題は、親から子へ、保育者から、被保育者へどのように伝達されるか、ということにしばられます。

年令の差には、殆んど問題なく、集団社会での規則、知識、礼儀と呼ばれるものは、それが、各メンバーによって、守られるこ

とが、要請されます。そして、それらを、私達は、家庭で、保育所・幼稚園で、一般社会で、「しつけ」という名の下に、伝達しようとします。たいへん平凡なことです。なぜ社会は、集団は、その構成メンバーに、規則を守ることを要請するのか」ということ、守るものは、誰でもなく、その構成メンバー個人であること、という眞の意味を、いま一度確認したいと思います。守らせるということにも、守るということにも、その規則についての、礼儀についての知識とは別に、行動することを、意味しています。この場合には、行動をともなわない知識、本物でない、見せかけの行動ではないです。Aさんが、歯みがきの例を上げておられます。この場合には、修身が問題になっておのも、同じことなのです。

発言の中にある、「生活の流れの中で」とか、「自然に」、とか、「きゅうくつきを感じないで」という内容は、以上の如き、意味を一部暗示しております。子どもは、よく分った上で、と言つております。自然に、生活の流れの中で、行動をともなう、正しい人間関係の知識、豊かな主体的な判断を人間的共感を感じせしめる、子どもの自我内容が形成されることは、いったいどうしたことなのか。繰り返すようですが、徳目主義や一方的押しつけ——叱るとか、ひやかすとかけいべつするとか、なだめすとかの別なく——から生れるはずがないと思います。自然の流

れの中で、というのは、親と子の、子どもと保育者との、子どもと子どもの、相互の信頼、権利の尊重、個人の尊さをお互が認めあう関係の中でのみで、本物の美や、愛や、眞実についての素材が、豊かに子ども達をおしつつむ時に、子どもの豊かな自我——行動の主体としての——が、それこそ、自然に、きゅうくつきがなく、育つてゆくということでしょう。いみじくも、子ども達が、言つております。「友だちと遊んでいる時には、うまくゆくんだ」と。規則を守ることや、順番を待つことなどは、そこから自然に、一人ひとりの子どもの内から生れてくるのです。Bさんが言われる如く、「みんなが、楽しく遊べること、この中に、しつけのホイントが、かくされていると思われる、そのためには……」という反省は、このことです。いま一度、子どもの生活を、子ども本位の子どもの遊びを、両親も、保育者も、見直すべきだと考えます。

また、Aさんも、Bさんも、自分達の受けてきた、しつけのあり方について、反発を感じておられながら、親と子、おどなど子どもという関係の中で、やもすれば「しなければならない」式の押しつけ主義に、おちいりがちなのを警戒しておられます。標題で、しつけを「」でかこみ、絶えざる反省といったのは、このことです。子どもの、自我内容の豊かさを、本物のしつけを、

願うならば、本質的には、両親、保育者の自我内容——めんどうぐさがって、手をふり上げさせるのは、自我が判断し、そうさせることです——の、豊かさに、近代化の程度に、かかっていると思います。あらゆる美德の項目をかかげて、それを錦の御旗とふり上げたり、「子どもらしくしなさい」という一方「自分の考えは、積極的に発表しましょう」という徳目を、何の矛盾も感せずには、自分の心に住まわせておくような、自我の貧困に、おとなは、保育者は、絶えず、ムチうちたいものです。しかしながら、このことは、絶えざる努力が必要です。ニイルのことばを借りれば『初めから自律的なしつけ』——本当のしつけ、「」のはずされたしつけ——が行なわれておれば、「しつけ」は必要ではない。』というところですが、このことが私達にとっては、なかなかできないものだという仮定の上で、標題の如きテーマを考えきました。

なお、冒頭で、保育所、幼稚園の方が、標題に対して、家庭におけるよりも、より重要な意味を持つてていると言つたのは、ここまで考えてくれば、お分りの如く、同じ年令の子ども同志の関係の中で、本物のしつけを、より多く生み出しうるチャンスが多いということです。またAさんの言われる、「近頃の子ども……」という問題は、紙面の都合で省略いたしました。別の機会にゆづりたいと思います。

精神分析学と幼児の教育

(II)

——心の構造と性格の形成——

北 見 芳 雄



一 心の構造と性格

前回述べたごとく精神分析学は、フロイドが意識の背後に無意識を発見し、神経症の症状や正常心理のいろいろな現われをもこの二つの心理過程の関連から捕えたことに始るが、その後意識と無意識の相互関連や働きあいが更に細く研究された結果、現代精神分析学の基礎となっている、自我、エス（イド）超自我という精神構造に関する新しい概念が導入され、精神分析学は従来の無意識（深層）心理学から、自我を中心にして心の構造や機能を力動的に考察してゆく自我心理学に変容することとなり、心理学や教育との関係がいよいよ深められることとなつた。

(1) エス（イド） 心の深部を構成している無意識的な部分で、本能的衝動や欲求の世界。

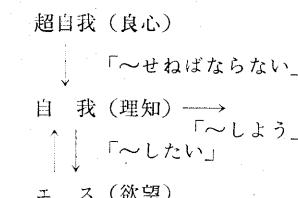


図 1

いるが、その性質上自我の抑圧(↓)をこうむりやすい。エスを支配する傾向は快感を求める不快感を却けるという、いわゆる快感原則であり、誕生直後の赤子の精神状態がこれに近いとみられる。(図1)超自我 いわゆる「良心」的活動をつかさどる心の部分で、エスから出て意識に現われようとする衝動を自我が受容することの危険を自我に警告する(→)批判的検閲的な役割りをもつ。(超自我については後に再びとりあげる)

自我 いわば「理知」の世界にでも相当する主として意識的な心の部分で超自我（良心）とエス（欲望）の二つの葛藤(×)を調節して現実的に一つの意志を決定する(→)役割をもつ正に人格

的の存在で、現実外界への顧慮の上に欲求の充足を求めるとする現実原則に支配されている。

精神分析学ではこのように、心には三つの部分があり、その相互関連から日常の行動や性格の相違、異常心理のあり方などが決められてくると考える。

今、我々が他家を訪問して珍しいお菓子の接待をうけた場面を想像してみよう。この場合我々のエスは共通して「食べたい」という欲求を起すが、その後の動きは人格の発達程度や性格の相違で変わってくる。まだ自我や超自我の未成熟な児兒は、快感原則（エス）のままに「欲しい欲しい」と駄々をこねて母親を当惑させるかもしれないが、一般のおとなの中自我は既に長年の経験からこういう場面の円満な現実原則的な解決法を心得ているので、自我は一応エスの欲求を抑制しておいて、「どうぞ召し上れ」の声を聞いてから、謝意を表して（超自我の要求を充してから初めて）手を出すことである。しかし同じおとなでも古風な、超自我の強い人になると最後まで遠慮をおし通して、初めの欲求を抑えてしまうこともあるかもしれない。このように日常の細かな心理や行動に、自我、エス、超自我の動きが反影されているわけである。こう考へると、聖人孔子が七十才に達した時に「己（自我）の欲する（エス）どころに従つて則（超自我）を越えず」と表現した心境は正にこれら三つの心の部分が円満に統一のとれた理想的な人格のあり方を示しているということになろう。

同じく性格の型もこの立場から次のように分類することができよ

う。

(1) エス的性格 主として欲望が行動を方向づける、衝動的、解放的性格。いわゆる芸術家タイプや「すいも甘いもかみわけた人」などはそのよい現れであり、「手くせの悪い」犯罪者などはその悪い現われとみられる。

(2) 超自我的性格 良心が中心の、道徳的規範でいつも動く、とかく反省がちな人。（「君子は日に三省す」）度を越すと禁欲的となる。

(3) 自我的性格 自我的動きが中心となる人、さっぱりした人、わりきった人、悪くいうとチャッカリした人、ドライな人、物事をわりきる合理的な態度が特徴となる。

(4) ノイローゼ的性格 心の三つの部分の間のバランスがどちらかの偏りで、エスと超自我の圧轢が激しく、自我はその板ばさみとなり動きがとれず迷い、悩みなどが多くなる。もちろん以上は極めて便宜的な性格の分類で現在の精神分析学ではもっと力動的な特徴を捕えての性格類型が考えられている。

二 超自我と良心

超自我は当然人間の道徳性の根元としての高尚な機能を果すものであるが、また超自我イコール良心とは言えない場合がある。というのは超自我が特に過敏で厳格すぎると、不合理な罪悪感や不安に悩まされやすくなってしまうからである。精神分析

学では我々の良心の働き即ち道徳性には次の二つの型があるとみて
いる。

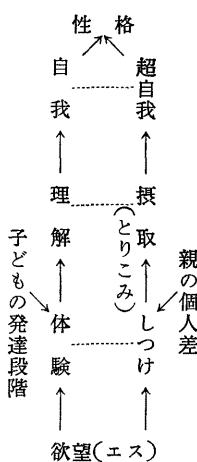
(1) 超自我・自我の同調的な道徳性 道徳を代表する超自我と理
知を代表する自我とが仲よく調和を保っている、いわば理性的な良心
の型。合理的な、理性の納得がいく道徳感で働く健康な道徳性。

(2) 超自我、自我が相葛藤する道徳性 超自我が自我を威圧し、
自我が罪悪感に悩まされやすい、いわゆる良心過敏型の「良心的す
ぎる」場合。

「良心的すぎる」とはおかしな表現であるが、事実ノイローゼの
人の多くは非常に良心的である。精神分析学ではこういう、患者に
強度の不安を与える心の平和をかきみだす厳しすぎる良心を「惡良心」
とよぶが、こういう場合治療の目標は、この厳しすぎる超自我を緩
めてもっと合理的な良心活動に置き換えることにおかれるので
ある。ここに良心を作る躾けや道徳教育の難しさがあり、自我と同
調的な良心を養成すべきところを逆に自我と葛藤する良心を作ると
なると、それは時にはノイローゼを養成することでもあり、更には
後の不良や犯罪というような非行の原因ともなりうるのである。超
自我と自我との争いが激しい場合には罪悪感や劣等感に苦しめら
れ、心の平衡がみだされる結果は外部への攻撃となり、ここに理由
なき反抗、ふてくされといった態度が生れるからである。

三 幼児の性格形成

次に、前述した心の構造が幼児にどのようにして形成されるかと
いう、精神分析的発達心理学について若干述べてみよう。
誕生直後の赤ん坊は欲望（エス）だけの存在で殆んど無意識の状
態とみられるが、その後現実外界にふれる（体験）ことから乳児に
次第に自我ができ意識が発生していく。（図2）



自我的でき方には当然子どもに共通した発達段階が存在し、幼児
はその法則の上に漸次外界を理解し知慧を身につける。これに対し
て親の躾けのあり方は社会的習慣によりまた親個人の性格や育児方
針によって広い個人差がみられる。厳格に時間を計つて授乳する母
親もあり、欲するままに無制限に与える寛大な親もある。この個人
差は排泄、清潔、愛情の共有、礼儀作法など幼児に課される総ての
躾けのあり方に現れてくる。

躾けは幼児の欲望を制限することになるため、幼児は当初躾けに
さからい多かれ少なかれむずかつたり反抗したりするが、こういう
状態を繰り返しているうちに、幼児は序々に親の躾けを自己の中に
摂り入れて、自分からすんで親の躾けに従うようになって、いわ

ゆる物わたりがよくなるのであるか、その理由またはそこに働く心理には大きく二つの場合か考えられる。

(1) 親に「も」と可愛がられたいという子ども自身の願望から親の躾けをとりいれる型であり、この場合は、幼児にとっての最大の願望である親の愛情との、いわば引き替えに親のよろこぶ躾けを受け入れるのであり、この際の子どもには親に、より愛されたいという積極的願望が働いているわけである。

(2) 親がこわいから、親に罰せられるからという、幼児がいわば無理やりに親の躾けをうのみにさせられる場合であり、この際には、子どもは親にも恐怖、不安に対する消極的防衛策として親の躾けをうけいれることになる。罰といつても必ずしも体罰を意味しない。子どもの発達段階や理解力を無視した高すぎる要求や、時間かけない短兵急な躾けの態度をとった場合もこれに当るのである。

この二つの躾けの型を前に述べた道徳性の型に対比してみると、(1)のような、子どもの自発性に訴える躾けの態度は、自我と同調的な好ましい良心を作るもとなるし、(2)のような、抑圧的な躾けは子どもの自我を萎縮させるような病理的な良心を作ることとなり後年の困った性格問題やノイローゼの因となりうるのである。

このように精神分析学では幼児期に、子どもに自発的に形成される自我と、それとは一応別個に親の躾けを攝取することによって形成された超自我という、この二つのあり方が相関連をもちつつ次第に統合されて性格の基礎的な型が五、六才までに決定されるとする。

したがって親が子どもの発達段階に裏づけられた体験の程度を充分考慮しつつ子どもの自我に漸次適切な躾けを支えた場合は、子どもはその理解力に応じて積極的に親の躾けを攝取して、子どもの自我も超自我も充分にそして調和的に発達した好ましい性格の基礎を作りあげるが、これに反して、親が幼児の自我の発達段階に相応した躾けを与えないかたりまたは一方的な高すぎる躾けを行なった場合は、子どもの自我と超自我の発達にズレや不調和が生じて種々な好ましからぬ性格を作りあけるとするのである。

四 幼児教育の意義

以上に述べた精神分析学でのみ方からすると、古来からいわれてきた「三つ子の魂百まで」という諺には大きな科学的真理が含まれており、人間の一生の幸・不幸を支配する性格の基本的な型が幼児期の家庭環境や親の態度から、しかも殆んど子どもにとつては受動的に作られることになり、この時期の親の責任は誠に大きいと言ふべきであるが、また他方現実問題として存在する家庭環境や親の性格や教養の個人差の広さを考えると、性格形成期の幼児を対象とする幼稚園教育の意義とその効果には、極めて大きなものがあるといえるのである。

(東京理科大学、東京教育・精神衛生研究所)

* * *

入学交響曲（未完成）



大熊米子

六 子どもの樂章

卒園式もすんで數日、やわらかな午後の陽差しの差込む職員室で、S先生は一人整理をしていた。ふと片付けものの手をとめて窓越しに庭の桜の枝を仰いた先生は、今年は入学式に咲いているかしら、入園式の時はどうかな、胸の中をそんな気持が走った。以前は四月一日の入学式に間に合つたり、合わなかつたりした桜の花が、この頃は都内たいていの学校の入学式が四月五、六日なので、どうかして、夜雨にでも洗われると、げつそり盛りを過ぎてしまう。子ども達の新しいかどてを美しい花で飾つてや

りたいという先生の感傷は、毎年今頃この桜の枝を気にしないではいられない。"あ、来ている来ている！" S先生は桜の木の隣のぶらんこが、かすかにゆれているのを見て、伸び上つて見ると、この間卒業させたばかりのN夫ちゃんが、たつた一人でぽんやりした表情でぶらんこに腰かけていた。

"やつぱり幼稚園はいいらしい" 先生はちよつと嬉しい気持になつて、お茶をいれておやつをN夫ちゃんと一しょにしようと思ついた。「N夫ちゃん、いらっしゃーい、お三時いただきましょう」 窓を開けて大声に呼んだ。びっくりした表情で、しかし余り嬉しそうでもなく、のつそり立ち

「茶色かしら？」「……黒」……やっぱり少しことテーブルの上を片付け、お皿やお茶碗を並べている所へN夫ちゃんが入つて来た。「今日わ、N夫ちゃん、人で來たの？」 「そう」氣の抜けたような返事に、ふり返りながら「手を洗つていらっしゃい、おいしいお菓子、しょに食べましょ」と言つて先生はおやつと思つた。何となくN夫ちゃんの表情はつきりしていない、時には本氣で叱つたこともあるN夫ちゃんは、本来元気坊やはずであるのに……でも「もう手なんて洗つて来ちゃつた」と言つてにこりとする様子は、やつぱりいつもの通りなのかもしれない……。

S先生は心をかすめた不審の念を、一瞬に忘れて、話し相手ができた楽しきでN夫ちゃんをちょっととおとな抜きの氣持で向かい合つた。「N夫ちゃん、学校のお支度もうできた？ 制服できたの？」 「ん」「そう、よかつたわね、ランドセルも買つていただいたでしょ」「ん」「何色？」「……

しおかしい……とS先生はまた少し雲がかかったような気がした。N夫ちゃん学校の事話すの嬉しいみたいだわ、お母様は卒園式の日にあんなにわが子の進学を喜んでいたのに……。

N夫ちゃんは、電車とバスを使って通う或る大学附属の小学校に入学することになっていた。そうなるまでの若いお母さまの努力は、先生でさえ目を見はるようだった。だから、多少首をかしげるような行き過ぎた熱心があつたけれども、無事入学検定に合格した時は、先生はお母様の気持になつて、素直に一しょに喜んで、N夫ちゃんの洋々の前途を祝福してあげたものだった。それが、今日のN夫ちゃんのしづら風船みたいな様子はどうしたことだろう、せつかくおいしいクッキーを無意識に口へ運びながら先生はN夫ちゃんの様子を見つめていた。しかし、天真爛漫に食べている様子はやっぱり子どもらしい……と「先生、Tちゃん僕の学校と違うんだって……」“ああやっぱりそうだった”先生はすっかり判つたと思つた。

☆ 母 の 樂 章

「僕、つまんないや」「あら、でも学校から帰つて来たら近くだからすぐ遊べるじゃないの」「だめ、勉強で忙がしくなつちやうから遊べないつて」「あら大丈夫よ、一年生はとつてもたくさん遊べるわ、幼稚園と同じ位よ、それにN夫ちゃん、電車にもバスにも乗つて行かれるからおもしろいわよ、定期持つて……、Tちゃんが羨ましがつちゃうわ」S先生には、N夫ちゃんの浮かない原因がだいたい判つてきたので、一生懸命に新しい生活への楽しみを強調して話を交した。でも、心の中はやっぱりN夫ちゃんと同じに重くなつていくのを、どうしようもなかつた。誰がなんて言つたつて友達が一番いいのだ、こんな淋しい気持でこれから十五、六年も続く学校生活へ出発させていいのかしら……N夫ちゃんが帰つてしまつたあと、S先生の耳の底に、「僕幼稚園の方がいいや」と言つたN夫ちゃんのことばが、いつまでもうなついていた。入学式までに、N夫ちゃんのお母様にもお会いして、何とかN夫ちゃんの胸の中を、未知の世界への希望と喜びで満してやらなければ……先生は、また忙しくなる、と思いながら片附け物の手を急がせた。

ぱつたりと道で、買物帰えりのY子ちゃんとお母様に出会つた。「あら、Y子ちゃん、何買つていただいたの？」からかうように言った先生の目に、つい数日前に卒業式には、親の方が涙が出てしまつて、ろくに御挨拶もしないで帰つてしまつて……」

から始まって、初めての子どもではあるし、
気の弱い女の子だし、お隣のY子ちゃんは
漢字でもう自分の名前がどんどん書けるの
に、Y子といたら未だまだ……今も買物
に行って、六十円の下敷を買って、百円出
したら、おつりがいくらくるかもう判らな
いんですよ、いくら十円持つて行って六円
のものを買った時と同じだと言つても、そ
れが判らないんです……先生はここま
で聞いて危くふき出しそうになつた。六十
円のものと六円のものと同じだなんてこの
お母様にしか判らない事だ……しかし当の
お母様は意外の大まじめ、とにかく幼稚園
は卒業してしまったのに、小学校にこんな
ことで行かれるかと思うと、頼り無くて親
の方が気がいらいらしてしまうのだそう
だ。Y子ちゃんはお母様の愚痴話は聞きあ
きていると見えて、先に家の方へとんで行
つてしまつた。S先生は、年下の妹をいたわ
るような温い眼差しで「お母様、大丈夫で
すよ、誰だって皆これから学校に入るんで
すもの、それから始めていろいろ教えてい

ただくんですよ、順序立ててね……」そし
てふと氣をかえて「お母様、たしか千葉に
おばあちゃんがいらっしゃるんでしたわ
ね、お元氣?」「ええお陰様で……」何で先
生が突然こんな事を?……というように、
若いお母様の不審の眼差しを受けて、先生
はすばらしい思い付きを話すように弾んだ
声で言つた。「お母様初孫さんがあんなに
大きくなられて、学校に上るようになられ
たのを、このお休みの中におばあちゃんに
お見せしていらっしゃいよ、そうして久し
振りにお母様もおばあちゃんのおっぱいを
のんでいらっしゃいよ」

本当にS先生自身にも覚えがある。始め
て人の子の親になって、可愛いかわいいと
いお母様、すっかり一度頑張りと緊張を忘
れていらっしゃるがいい、子どもの第一歩
を、本当に素直な自然な気持で祝つて上げ
波があつて、矢も楯もたまらなく子どもの
ことが心配になることがある、心細くなる
ことがある、できることなら子どもと一し
ょに大声で泣きわめいてみたくなることが
ある。親になる、ということは本当にたい
へんなことなのだ。よく背のびして人とつ
き合うことはないと言うけれど、娘から母
になつて、背のびしないでいられるもので
はない、まして始めてわが子が学校へ行く
……S先生は長女の入学式に、わが子が皆
と一緒に並んで歩いて行くのを見ただけ
で、のみ込んでのみ込んで追いつかな
い涙が溢れた感動を今でも思い出す。S先
生は、Y子ちゃんのお母様に優しく言つた。
「おばあちゃんに甘えていらっしゃい、気
が楽になつて、Y子ちゃんの入学がただ嬉
しくて嬉しくて致し方がなくなつてしま
ますよ」

この子を、自分の手で、自分の力で育て
なければ!! と張り切つているけなげな若
いお母様、すっかり一度頑張りと緊張を忘
れていらっしゃるがいい、子どもの第一歩
を、本当に素直な自然な気持で祝つて上げ
られる境地になつた時、若い芽の伸びる、
それ自身の偉大な力が判ります……心なし
かいそいそとした足どりで帰つて行くY子
ちゃんのお母様の後姿を、S先生はやさしく
見送つていた。

自然観察における

興味の重要性についての所感

山内美子

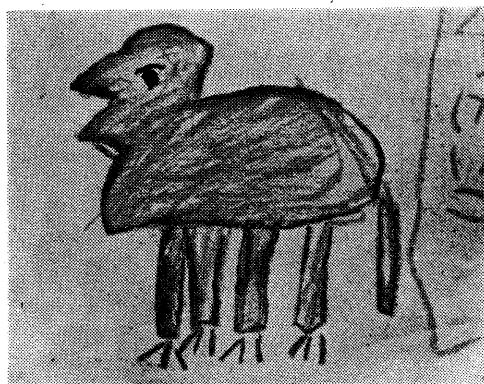
はじめに

自然観察教育の原理は『幼児の興味から出発し、その興味を触発しながら持続させるようにもつていくこと』ではないだろうか。興味こそは幼児の観察意欲を刺戟し、誘発するものと思われる。

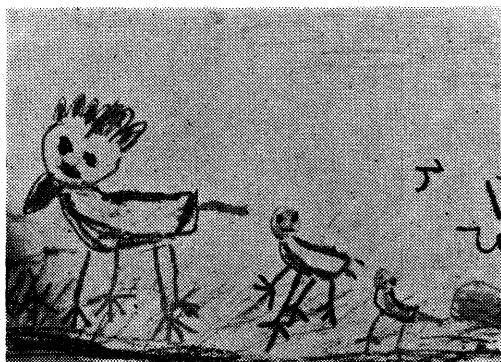
幼児は直接に感覚器官を刺戟するもの、即ち目新しいもの、音がするもの、動くもの、匂いのするもの、美しいものにはすぐに興味を起し、即座に飛びついてくる。

だがすぐに倦きたり、冷めたりしてその興味は長続きがない。また観察は幼児中心の作業主義であって、保育者中心の説明主義になると、興味は長続きしない上に、忘却も早いのである。次に例を挙げながら、所感を述べたい。

第1図

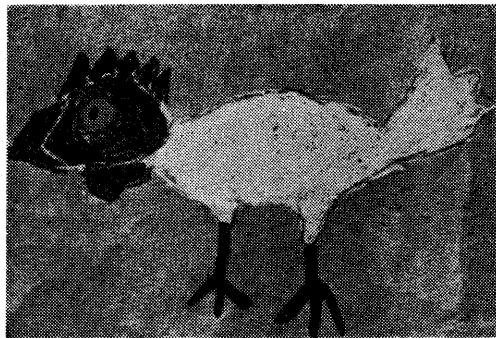


第2図

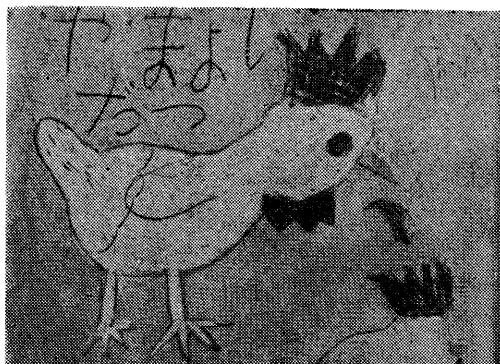


〈例 I ニワトリについて〉

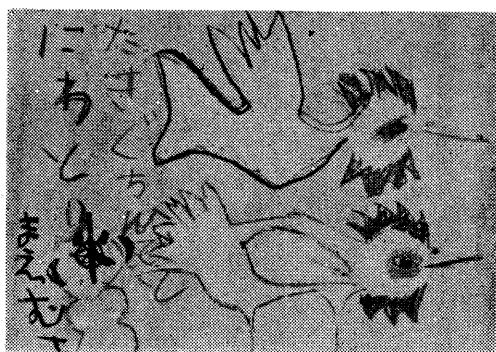
ニワトリの観察をさせる前に、想像画を描かせると、第1図のように四本脚のニワトリが多く現われた。観察をさせる際には、A夫「レグホンカ、知ットル。見ンデモエエ」と全く興味を示さない。それでいて観察後の描画は、第2図のような四本脚である。狭



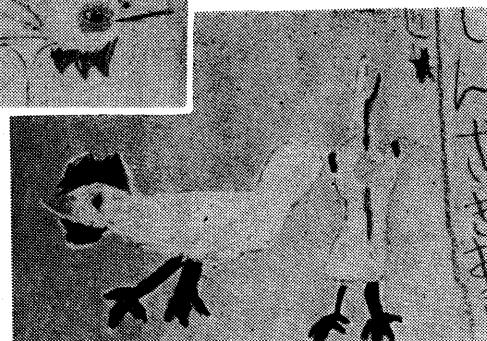
第3図



第4図



第5図



第6図

い鶏舎での観察は全児とも、ツバサは第3図のように観察画に表われない。そこで庭へ放して、餌をばらまくと、4~5図のよう

に、ツバサの種々相が

現われたり、第六図のような正面より描くという技巧も表現された。

B子 「食べル玉子ガ丸イカラ、にわとりモ丸イカト思ッタ。ダッテ、いぬヤねこハ親ト同ジノヲ産ムジャロウ」と、橢円形のみを描いていたのが、目前で産卵状態をみると、によって「コノ鳥ハ本當ニ食ベル玉子ヲ生ム鳥ダッタネ」と認識不足を修正すると同時に、成体に興味を示すようになった。

観察教育は、『見せる教育』ではなく、見ようとする意欲を起させる教育」と思われる。

〈例II マイマイについて〉

マイマイ（カタツムリ）の観察をさせる際に、「皆さんの前の箱には穴がたくさんあっていますが、何が入っているのでしょうか？」

C夫 「ワーッ！ 大キナでんでもんむしダッ」

D子 「どうがきノ葉ノ上ニ、でんでもんむしガ一ツ、入ッテイマス」

E夫 「ナーンジャイ。でんでもん虫力」

F夫 「でんでもん虫力、嫌イジャ一。ナゼッテ？ 母チャンガ悪イ虫ジャートイッタモン」

箱の蓋を除いた時の幼児は十人十色の態度である。興味を抱かない者も、どうにか第一回の観察は終え、描画も終えた。第二回目は

「またでんでもん虫か」と反社会的態度をとろうとする。「今日はこのスピードで微温湯をかけてみましよう」この観察には腕白小僧も眼を光らせた。シユツ、シユツと微温湯をかけると、触角をニヨキと出す。幼児達は自分の支配力に酔ったように興味は長く続く。観察画は満足に成体を把握していない。第三回目は暗室にして、マイマイの光に対する趨光性を観察させたところ興味は長く続き、暗幕を明けると「チエツ、モウ止メルノ？」と残念そうである。観察画も文句一つ言わず一気に書きあげた。（詳細は保育学会で発表の予定）

『幼児の知識の窓は観察にある』といわれるが、興味を抱かない観察は、長時間費しても、上の空であり、心ここにあらずで、科学的な芽生えは望めない。興味こそ科学教育の扉を開ける鍵ではないだろうか。

〈例III セミ取り〉

G夫はセミ取りの名人で、園児から英雄視されている。毎日セミ

のたくさん入った虫籠をぶら下げる登園する。そしてセミの死骸を籠から出して所がまわづ捨ててしまう。

園児達 「先生、G君ガマタせみヲ捨テタヨ。『オ墓ヲタテヨウ』トイッテモ、『イヤダ』ツテイウヨ」

G君「ダッテ先生、"せみハ害虫ダカラ取ッテモエエが、とんぼハ

トッテハイケン"ト父チャンガイツタンドモン。……害虫ツテ悪

イ虫ノコトダヨ、ネ先生。デモ僕、せみガドンナ悪イコトヲスルノ

カシラニヨ」

……結局園児達に「セミはとってもよいが、死ぬるまで籠の中へ入

れておくのはかわいそうだから、夕方には必ず逃がしてやろう」と約束させた。ところが翌日

H子「先生、セミデモ、とんぼデモ研究ノタメナラトッテモイイト、オ父チャンガイウタケド、ドッヂガ本当?」

「研究つて、お勉強のことですね。お勉強のためでしたら獲つてもよいのです。でも、いるだけとのことですよ。G君、セミの羽はなぜあるか知っていますか?」

「僕シラナイ」「僕モ」「私モ」

「それではG君、セミをとつて来て下さい」

翌日、園児一同がセミの観察をしたが、最もまじめで熱心だったのはG君であった。セミ取りの名人が、セミのことについて何も知らなかつたのであるから、異常なほど関心を示した。彼の観察態度を一同の前で褒めると、実に嬉しそうに微笑した。観察を終えた後、セミの墓をたてるなどを提案したのは、かつて反対したG君だった。「先生、研究ノタメニ死ンダセミノオ墓ヲタテテ上ゲヨウネ」と。土を掘る時も彼は一生懸命である。夏休みが終えた或る日、ツクツ

クボーリが鳴き出した。

「G君、ツクツクボーリシね?」

「ウン、皆ンナデ鳴グノヲ聞イタ方がイイネ?」

「G君はお利巧さんになつたのね」友達からもその態度の良さを承認され、晴れ晴れとした表情でうなずいた。

観察教育は應々にして"美を破壊する"、"道徳教育に反する"といわれるが、幼児の観察教育は、そんなに醜く、冷酷な教育ではない。むしろ生命の尊さを感受し、自然物・自然現象に対し驚異の眼をみはり、興味は次から次へと増大して、遂には人間味ある者に成長すると確信する。また観察教育は観察させる際のチャンスとか、レディネスも考慮に入れなければ、興味は抱かない。

例IV 興味の持続性について

筆者の幼児期の或る日、小学四年生になる姉が新しい教科書を買つて帰った晩のこと、父が「この理科はたいへんおもしろい学科だよ」といながら、一頁ずつくつっているさまを見た私はたいへん感動した。「早ク大キクナツテ理科が習イタイ」と思った。児童用の胸乱、毒壺、捕虫網を買ってもらい、母と山野・浜河へよく出かけた。帰宅して整理、図鑑での名前検べなど、親と共にする樂しさを思い出す。父が出張すれば植物、鉱物、昆虫、貝類を土産として持

つて帰ってくれるのも楽しみであった。虚弱であった筆者は女学校進学は諦めていたが、クラス全員が入学願書を出すので、補習教育を全く受けないで受験した。ここでも興味本位に、動植物の観察・実験、物理・化学の実験はもちろんのこと、教官の手伝いに余暇を費いやした。女専進学も友人に刺戟され、〆切り日にクラス担任に、家政科へ行きたい旨申し出たところ、「なぜ家政科のようなどころへ行くのか」といわれたが、浪人をすることがいやで家政科へ進んだ。ここでは理科主任に感化されて、天体観測に興味を持ち、夜は天体物理の勉強をした。遂には自分の天体望遠鏡が欲しくなった。だが、小遣いでは到底買えないもので、レンズ磨きからやることにした。苦心の結果、ようやく組み立てて、三日目に焦点を合わせた時の感銘は、旧制高等教員検定試験に合格した時・医博の学位記を受領した時よりも遙かに強烈であった。理学・教育学を系統立てて履修していない筆者が、観察教育面の研究をするということは冒険であることはよく弁えているが、幼児期以来の興味を満足すべく、苦労の連続で取つ組んでいる。明治の学制発布以来の理科の教科書（国定）も集めて喜んでいる状態である。

成人後も興味を失わないようくに育成された者は、人生に対しても退屈を感じないのでないだろうか。保護者なり幼児教育に従事する者が、興味を抱き、その問題解決に突進する姿が、幼児の科学性を振り動かすのではないかと思われる。逆に、幼児の発見や創造に、

保育者が共鳴共感を示さないのは、保育者自身が児童と共に学ぼうとするまじめさ、真剣さが欠けているようと思われる。保育者は児童に教えるのではなく、児童と共に自然を素直に学んでいる時、共に興味を感じている時などに初めて、児童の発見・創造に心から共鳴共感できるのではないだろうか。このような態度が、再び児童に反映し、児童の興味を永続させるのではないかと思われる。

例V 女子短大生の理科に対する好悪

家政科の学生一六七名に、小学校時代から高校時代までに、理科に対してどのような態度で臨んでいたか、調査をすると次表のようになる。小学校時代にはおもしろく感じていた者が、高校時代では「難しいから」嫌いになつたといっている。また、小学校時代から「難しい」学科と感じたり、「親・兄姉が嫌っていたからその影響で嫌いになった」とか、「無味乾燥だから嫌いだ」という者、「蛙・虫類が嫌い」と恐怖感を抱いている者達が、将来母親なり、児童教育者になつた場合、よほど言語、動作に注意をしないと、影響力・模倣心の強い児童に悪影響を及ぼすのではないかと恐れる。

要は保育者であるという権威とか、恐怖感・嫌悪感を捨てて、児童と俱学俱進し、共鳴共感することである。そうすれば興味を感じない一部の児童も好奇心・競争意識を触発されるから、観察意欲を

理科に対する好悪調査

項 目		小学校時代	中学校時代	高等学校時代	平 均
好 き な 理 由	おもしろいから	% 人 51.1 45	42.6 52	29.0 61	37.6 158
	実験があるから	20.4 18	20.4 25	20.4 43	20.4 86
	先生に好感を抱いていたから	10.2 9	18.9 23	20.4 43	17.8 75
	友人が好きだったから	1.1 1	1.6 2	0.9 2	1.2 5
	親の指導が良かったから	4.5 4	4.6 2	0.0 0	1.4 6
	必要を感じて勉強をしたから	1.1 1	7.4 9	25.8 54	15.3 64
	家に理科の本があるから	9.1 8	4.1 5	0.5 1	3.3 14
	その 他	2.4 2	3.4 4	2.9 6	2.9 12
合 計		99.9 88	100.0 122	99.9 210	99.9 420
嫌 い な 理 由	難しいから	19.4 7	26.2 11	34.4 42	30.0 60
	器具の扱い方が面倒だから	2.8 1	2.4 1	4.9 6	4.0 8
	疲れるから	2.8 1	4.8 2	5.8 7	5.0 10
	実験道具がなかったから	25.0 9	9.5 4	0.8 1	7.0 14
	蛙、虫が嫌いだから	8.3 3	9.5 4	4.1 5	6.0 12
	実験に失敗したから	5.6 2	0.0 0	1.6 2	2.0 4
	点が悪いから	16.7 6	21.4 9	20.5 25	20.0 40
	無味乾燥だから	8.3 3	14.3 6	20.5 25	17.0 34
合 計		100.0 36	100.0 42	100.0 122	100.0 200

出すようになる。

幼児の質問は、興味を感じた時にすることが多いが、その時には即答をされ、幼児の能力に合ったようにヒントを与えるながら、幼児自身の力で解決させるようにもつていいきたい。この他、幼児の質問は、再確認したい時、成人に話相手になつてもらいたい時（退屈している時、淋しい時）承認・愛情の欲求を満足したい時と思われる

から、その時の心理状態に応じて善処しなければならないと思う。

自然観察後は幼児の興味・認識・把握状態を察知するために、観察画は描かせたいと思う。観察画はレポートに相当すると思うのである。



（広島女子短期大学）

*

*

子どもの評価



松村光子

「子どもの評価」といふとばには「子どもへの評価」と「子どもからの評価」が含まれている。また更に「子どもへの評価」には、「親（家族をも含めて）の評価」と「教師の評価」の二つが、「子どもからの評価」には、「親や教師への評価」と「仲間の子どもへの評価」の二つが含まれている。（子どもとは、この場合幼児と限定し、社会との関係は一応考慮に入れないこととする。）

私たちが子どもの行動を評価する場合、ともすると「子どもからの評価」を中心にしてしがちであるが、ここではその「子どもからの評価」をなおざりにしがちであるが、このままではその「子どもへの評価」のうち、まず「教師への評価」について

は、次の二面から考えられる。
第一に、直接的評価というか、教師についてのあからさまの言動である。

「私は○○先生好きよ」「やさしいから好き」「ほくそらい」「おこりんぱだもの」など、子どもの口から、そのままはつきりきかれる教師への批判である。こういう批判をきいた教師は、それが良きにせよ、悪しきにせよ、ドキリとするだろう。子どもの批判は直感的で純粹であるだけに、おとなからの批判よりも衝撃をうけることが大きい。しかし、こうして、じかにきかれる評価に対しては、「あの子は、あの事を、ああ感じているのだな」と子どものうけとり方をしつたり、「あの子に対しても、何か特別の行為をしたのだろうか」との自己反省もでき、その場でドキリとしても、気持ちの立ち直りは早い。自己中心的で、人そのものより、その人の行動を批判していることが多い子どもたちであるから、昨日「きらい」な先生が、今日は「好き」になることも往々あるので、それに対処すべき、教師の態度も比較的考えられやすい。このように、意志表示や、批判のきかれ

「私は○○先生好きよ」「やさしいから好き」「ほくそらい」「おこりんぱだもの」など、子どもの口から、そのままはつきりきかれる教師への批判である。こういう批判をきいた教師は、そ

れが良きにせよ、悪しきにせよ、ドキリとするだろう。子どもの批判は直感的で純粹であるだけに、おとなからの批判よりも衝撃をうけることが大きい。しかし、こうして、じかにきかれる評価に対しては、「あの子は、あの事を、ああ感じているのだな」と子どものうけとり方をしつたり、「あの子に対しても、何か特別の行為をしたのだろうか」との自己反省もでき、その場で

ドキリとしても、気持ちの立ち直りは早い。自己中心的で、人そのものより、その人の行動を批判していることが多い子どもたちであるから、昨日「きらい」な先生が、今日は「好き」になることも往々あるので、それに対処すべき、教師の態度も比較的考えられやすい。このように、意志表示や、批判のきかれ

る場合は、教師がその子どもを理解することが容易であるが。

第二に、間接的評価というか、ことばや態度にそれとはつきりあらわれないでいて、それでいて、「教師のあり方を期待している」といっては、ことばがあまり適切ではないが、それに近い感情をもつて教師に向かっている。それを教師が容易にわからぬために、思うような保育効果をあげ得ないでいる場合が、しばしばあると思われる。

ここで、Yという子どもの実例をあげて考えてみようと思う。

Yの年少組の時の記録を記してみると、「集団に入らない。場面の理解はあるのに、仲間を誘つては、集団の動きから外れた行為をする。時には腕力をふるう。注意されたり、ほめたたり、はげましたりすることでもあまり行動に変化がなく、つまり、はなそそうであり、教師への話しかけも少ない」云々で、クラスの動きを時には、積極的にはばむところもみられる、「困った子ども」の一人であった。年長組になって、私たちの受持ちになつたYは、年少組の時とあまり変わらない行動をつづけた。集まつて何かはじめる時になると、きまって仲間を誘つて外にとび出してゆく。話しかけても、はぐらかすような返事が多かつたり、友だちに命令調で話をし、時にははげしいけんかもする。製作などになると、おしまいまで手を下さずにしゃべつていて、そのまま出ていってしまう。やることが理解できないの

ではなく、やりたくないという。I・Oはふつう以上であり、時には、はつとするように理のとおつた発言をすることがある。これらの行動に対して、私たちは、家庭へ連絡して家庭での様子をきいたり、時には皆の前で強く注意したり、本人があまり意識していないような点をとりあげてみとめてやつたり、少數グループをつくって遊んだり、興味のありそうなことにつとめて誘つたり、いろいろの方法をとつて、その効果を期待したのであつたが、他の子どもたちには、大きな効果となつたと思われることもYにとっては、あまりはつきりした形となつてあらわれず、教師が仲間にいれようと、近よると遠のき、注意したりすると、かえつて一瞬近よるかのように見えて、また、はるかに遠のくといった様子がつづき、二人の担任教師が、いろいろと方法をこうじたことの効果が一向みられないよう、足ぶみ状態の日が続いた。何がある。私たちのやり方と、Yの気持ちの間には、何かかよわなものがあると感じはじめた頃、次のようなことがあつた。

第二期のある参観日のこと、おべんとうの頃になつて急にYが泣き出し、母親をぶつたり、柱にしがみついたりという行動をはじめた。何か聞いても「いいの、早く帰っちゃうから」の一点ばかりでよくわからなかつたが、母親の説明では、「コップが汚れているから洗つていらっしゃい」と言つただけなのです

がということであった。その後、母親が何か詫びていたようであつた。

あつたが、とうとうおべんとうはたべずに帰つた。次の日、母親の話によると、「皆の前でお母さんが何か言つたからいやだ。幼稚園の中のこととは、先生が注意してくれるのだから、お母さんは口を出さないでほしい」という意味のことを言つたとのことで、母親は、子どもの気持ちがはじめてわかつたようですと話された。このことがらは、或いは、「子どもと母親の問題」「全体場面における子どもの位置」などという問題として考えさせられることであるかもしれないが、私たちは、この数ヶ月のYの行動とてらしあわせてみて、このことばをきいた時、Yが、教師というものをどう見ていたかが非常に切実に感じられ、他の子どもがこう言つたのでは到底感じられなかつたであろうと思われるほど、ショックを受けた。Yが子どもなりに教師を評価し教師のやり方を感じている。それも他の子どもよりは非常に敏感に感じ、教師の僅かな動きからもYの行動は、大きく振幅していたのではないか。子どもがこうしてほしいと無意識にのぞんでいた教師への期待に私たちが応えていなかつたのではないか。という巾びろい反省が私たちを、大きな波の如くおそつてきた。そうして、私たちが、努力してきたことの効果が思うように上らなかつた原因が、この子にとってここにあつたのではないかと、ようやくにして思い到つたのである。「Tちゃんの方にならばないの?」と言うと「Tちゃん、い

あつた。
教師に対する間接的評価は、表現力の不充分な子どもたちが、何となくもつてゐる一種の感情とも考えられもするが、ある子どもにとつては、それが行動を左右する大きな原因ともなつていて、深い配慮をし、教師が、のぞましい教師としてふるまうことと、子どもの期待する教師のふるまいとが一致するとき、子どもと、教師の間に、時としておこる、つかまえがたいみぞがうずまり、保育効果が大きくあがつてくるのではないだろうかとつよく思うのである。

次に、子ども同志の評価について、考えてみよう。これも最近の例であるが、毎日の体操は三列にならんですることになっているが、第二期の半ば頃から、三列のうち一列はたつた一人で、その他の子どもたちは他の二列に集中してならぶという現象がおこつた。どうして幾日もそうなるのか気をつけてみると、長い二列のどちらかで、「Kちゃん、番とつといてあげたよ」「Kちゃんこつちだよ」と、Kの人気が俄然高いことがわかつた。Kは、いつも前方にならぶ、男の子は殆んどKのいる列に入つてしまつ。一方たつた一人ならぶ列の子どもは、いつも先頭になりたがつて、トラブルをおこす排他的なTである。「Tちゃんの方にならばないの?」と言うと「Tちゃん、い

じめるんだもん」「Kちゃんの方がいいな」「Kちゃん好きなんだもの」と殆んどが答えて、いつも前方にならびたがつていた子どもたちであるのにTの次にならぶよりは、Kのいる列を選んでいる様子がはつきり見られた。Kは、いわゆる腕力で押さえるボスではない。いつもにことおだやかな子どもで、友だとも上手に遊べるし、運動や製作などには、すぐれた面をみせている問題の少ない子どもである。ある子どもの家庭からの連絡に、「このごろ、家の子どもは、K君のうわさばかりしています。K君をそんけいしているんだと申します。お友だちのことを、こんなに話したのは最近珍らしいことです」とあった。私たちは、KやTを特別に扱つたことはないが、子どもたちの間でいつの間にか、このように評価されている事実から、Kを、そしてTを、あらためて見直すことができた。と同時に、友だちに尊敬され、人気のあるKが、みんなの黙認のうちに、毎日前の方にならべる特權をもつことは是非は、あらためて検討されるべきではあるが、こうした現象をとりあげて、友だちと仲よくすることの、うれしさ、たのしさ、心地よさを経験させ、保育効果を期待することは、子どもたちが、じかに経験し、感じていることだけに、発展させやすいきっかけとなるのではないかどうか、と思つたのである。

以上のように、子どもから教師へ、或いは友だち同志への批

判や評価を行動に示すのは、年長組の第二期に、非常にはつきりしてくる。この時期の、子どもの動きを適確にとらえることは、保育の効果をあげる上に大切なことではないかと思う。

次に、「教師の子どもへの評価」について考えてみよう。

これは、非常にはばのひろい、大きな問題を含んでいる。「ここで、最近私が経験し、私自身の失敗ともいえる一つの事例から考えたい問題がある。十二月に入つてからあつたが、私は子どもたちに、「家中にあるもので、あつたかいものを、見つけて探していらっしゃい」と言つた。次の日、一人ひとりに訊ねていって、M子の番になつた。M子はだまつて、にやにやしていた。今までのM子は、このような場合、たいてい忘れてきてはこの日のように、にやにやしている子どもであつたので、私は「忘れたの?」と聞いた。肯定はしなかつたが否定もせず、もちろん、一言の発言もなかつたので、私は、前日に、特にM子に忘れないようにといって、気をつけただけに、「どうしてこの子は忘れるのだろう」という気持ちを強くもつてしまつた。そうして、その週の家庭への連絡の中に、そのことを簡単に記した。折返し家からは、「あの日は帰つてくると母親にあついものは何といつて一生けんめい探していました。どうして言わなかつたのかと訊ねましたら、M子が言おうとしたことは

他の子どもがみんな言ってしまったこと、それを言うのはははかしかったことを話してくれました。」という返事があつた。

私は、自分の誘導のいたらなかつたことを深く悔いると共

に、この連絡を家庭にしていなかつたならばどうなつていただろうかということを強く感じた。私は、私の心の中に、M子は忘れやすいと書き重ねていたことだろう。そして、M子をみるとが固定されていったのではないかろうか。M子の行動を単に評価するならば、忘れやすく、意欲がうすいという記録になつたのではないかと思ひ、家庭との連絡によつて、私は私のあやまりを発見し、M子をあらためて見直すことができ、今後の指導法がつかめたことに深く感謝をすると共に、子どもの行動に、教師一人で判断を下すことの危険性を教えられ、自分の気持ちをはつきり表明できないいる子どもの評価は、全く慎重に行なわなければならないことをあらためて悟つたのである。

自分の能力を充分に表出できないいる子どもたち、いろいろな可能性をはらんでいる子どもたち、場面に大きく左右される子どもたち、また、紙面の都合で述べられなかつたが、親と教師の評価のずれなどから考へても、厳密にいって、この子どもたちに、正確な評価を下したりはできない。しかし、私たちには、不正確さを排し、それがあやまちを是正して、より正確に近い評価のできる機会にはいつも直面していることを忘れては

ならない。それへの努力を怠つてはならないと思う。

最後に先にあげたYの最近の行動を記録して、結びにしたいと思う。

Yの、問題の多い行動の原因が教師のあり方にあるのではないかとわかつてから、私たちは、Yにぐんと近よつた。もちろんこのことだけが原因とはいきれないが、Yの行動は目に見えて変わつていつた。Yに対して、こうしたらどうだろうか、ああしたらどうだろうかと効果を案じながら指導した頃どちがつて、何か、自信をもつてYに接したことが、Yの気持ちとぴつたりしたのだろうか。教師への接近がしげくなりもつっていた力をぐんぐんとばしていつた。殆んど近よらなかつた音楽リズムに、一番前に坐つて、楽しそうにのつてているYのすがたを深い感動でながめ、「どうぞ、ご自由におとり下さい」と毎朝連絡帳をおどけた表情で渡すまでになつたYに胸をあつくさせながら、Yの記録簿に、「教師に対し積極的に話すようになつた。落ちつきのない動作や、自分勝手な行動は殆どなくなり、集中して聞いたり、自分の考えを話すようになつた。製作なども自分から進んであれこれと考へながらするようになつた。リズム楽器なども自分から太鼓をうつてあげようかと言ひ出すまでになつた」と記そらとしているのである。

幼稚園の中での

子どもの評価と教育

宮崎洋子



教育と評価、もっとつきつめれば、人間が生まれてから死ぬまで、人間社会にあっては評価がつきものである。

小学校に入れば評価は絶対的なものとして取り上げられるようになり、親も子も、絶えず評価の前にしばりつけられてゆく（多くは、教科的な評価であるが）。

十一月の終り頃、入学の為の身体検査と合わせて、簡単な知能テストが各学校で行なわれ、私の組の子ども達（一年保育五才児）も希望をもって、それぞれの学校に出かけて行つたようだつた。

「先生、僕ね、きのう学校で試験うけたよ」
「うん、全部わかつたら十三点よ、あんなのかーんだんよ。ねえ、すぐ わかった」

「僕もよ。すらすらっと かいてやつた」

「あたしも。やすかったねえ（易しかつた）」

得意になつて話している子ども達の間に、大きな目をくるくるさせながら、やや唇を開いて、両手をポケットに入れ、立っているK男に気づいて、ちょっとどきんとした。

「この子も学校へ行くのだ。

子ども達の貴重な体験談はなおも続き、

「K男ちゃん、きのう 二回テスト受けたネ」

A男が言つた。

「あら、そう、Kちゃん ひとりで二回もテストを受けられたの、えらいわネ」と言つて私は、その話を打ち切つてしまつた。ああやつぱり、それにしても、友だちの大勢見ている中で、二回もテストの部屋を換えさせなくともよいのに……。

学校教育においては、評価は批判や優劣の為のものとなり易

いのでは、ないだろうか。一個人を考えた時の評価ではなく、

集団の中の個人として教科学習の評価が多くされる。その為の標準がきめられ、いろいろな優劣の段階が作られて、幼なくして、既に、その子どもの社会的な価値が定められたような錯覚に陥入ってしまう。

幼稚園は個人の人格形成の場であり、生活態度の訓練の場でもある。

子ども達が社会の一員として立派に一人立ちできるような基礎をしつける為には、訓練も必要であり、訓練する為には、評価も必要であると思う。

その子どもの将来を考えて、有益ならば、大勢の中での批判も大切であり、一個人の成長を考えて、一個人の立場を尊重した評価を行ないたいと思う。

先に話題にあげられたK男は、知能的にやや劣っていると思われる、組にスキップのできない子が二人あり、その中の一人である。非常に内気で、思うことも言えない、左利きである、児童語がひどく、身体も小さい。

特に目立つて優れた事柄（優れたという規準がどこにあるか問題であるが）の場合は、大勢の前で評価されても問題はないが、特に劣った事柄（これも劣るという段階のつけ方が問題である）の場合は、考えなければならないと思う。このような場

合の評価は、批判になりやすいから……。

K男は入園の時の身体検査で心臓弁膜症の疑いをかけられ、入園を控えてはとまで言われた。結局、心電図にも異常は認められなかつたが入園後の検査の時、また同じことを言われた。それ程に気が小さく、緊張していた。母親はK男の態度にひどく劣等感を抱いていた。K男もその影響をうけていたようだ。内気であるとか生まれつき弱いなどということは、人間を評価する場合に、余り問題にならないようである。

私はそのことをK男に結びつけた。

母親も、人より身体つきが弱く、内氣だから劣っているようを見えるのであって、それさえ、なおれば、積極的な行動もできるようになると想いたいらしく、組の子ども達にも、そのように思い込ませていった。

皆の前で、できないけれどもスキップをしたり、当番も、他の人に手伝つてもらひながら、やることができるようになった。

運動会も楽しそうに加わり、他の子ども達と競技に参加しても、ちつとも見劣りしなかつた。時々、幼稚園に行きたがらない日もあるが、翌日はまた、元気にやってきた。

そのうちに、私もK男の存在が気にならなくなり、困った時は他の子ども達が、助けていることも、うつかりすると、気づかずについた。

学校のテストが終つてから、お母さんが、

「気が弱いものだから、先生に何にも言えなかつたらしいです。左利きを気にして、鉛筆もにぎらなかつたようで、再検査を受けたのですよ」と涙を流しながら話された。

何と世の中は薄情にできているのだろうと私も泣きたくなつた。

次の日からまた、K男の個人指導を始めた。絵本の附録にあつたのりものの製作をさせた。子ども達が登園する度に、K男の側を離れる。側に帰つてみると、クレヨンをじつと持つたままである。見かねた子ども達が「ぬつてやろうか」と取り上げかけるので、「今日は、K男ちゃんはひとりでできるから」と止めさせた。五種平方の紙を三日かかつてぬりあげた。

「Kちゃん、ぬり方が上手になつたね、先生も作ろうかしら」と隣で左手にクレヨンを持つ。「Kちゃん、今度はスピード出してぬつてみようか」と速くぬる競争をする。

「Kちゃんは、そつち(左)の手の方が、よくできるのね、先生もそうよ」と言って、左手に鉛をもつて紙を切つた。側で見ていた子ども達が「先生、左利きやね」と言う。五日かかつて、やつと完成した。切ることも糊をつけることも全部、ひとりでした。

の次には、ちょっと形をかえたのりものの紙を与えた。今

度はぬり方もすらすらでき、二日間で完成した。初めて見た製

作品であつたので、他の子ども達は「ウワー、Kちゃん トランク作ったね、上手ね、かしてね、僕も作ろう」と代る代る借りて、作り方を見ていた。K男は、自分の作品が、これほどすばらしく評価されると思つてもいなかつことだらう。うんうんうんと何度もうなずいては、にこにこしていた。私も嬉しかつた。「それでこの頃、うるさいように朝早くから幼稚園に行く、行くと言うんですね」とお母さんも喜んでおられた。

K男の場合と違つてS男の場合は、その行動を集団の中に訴えてみた。

非常に乱暴で、他人を叩くことは平氣である。買物の途中、よく親子で叩き合つてゐる場面を見る。靴下のまま外に飛び出したり、食事の準備をしてゐる時、隣の子のパンをつまんで食べたり、飲みかけたお茶を友だちのコップにそそいだりすることは、平氣である。

K男の場合には、個人の評価の積み上げがあるので、その成長の変化は、著しくよく解つたが、S男の場合は、人間として当然そなえねばならないモラルが不備のために、他人との交わりが巧くいくといないので、その判断ができるように導びかなければならず、むづかしかつた。

友だちに砂を投げた。

私「Sちゃん、Yちゃんが眼が痛いと泣いているよ。眼がつぶれたらたいへんね」

S「そいでも(それでも)Yちゃんが僕に投げようとしたもの」

私「じゃYちゃんがあなたに砂を投げてきたのね」

S「いいや、投げんやつたけどね、向うが先に投げようとした

んよ」

S男の主張はいつもこうであった。相手がまず先に、向かつてこようとしたので、僕もした、だから先にやろうと考えた相手が悪くて、自分の方は、その被害者である。

親子においても同じであった。お母さんが僕を叩いたので叩きかえしたらまた叩いたのはつきり言う。その前後の判断は、全く考えられていない。私はついに「それは、先生があなたを叩いたら、やっぱりあなたは、先生を叩くの」と聞いてみた。「うん」とうなずく。

「じゃあなたが悪いことをした時、先生が叩いたら」「僕、悪いことしてないけ」

ある時、あまりひどく一人の子どもをいじめるので

私「Hちゃんは、あなたに何もしてないでしょ。どうして叩くの」

S「そいけど(それだけれども)もう前の時、僕を叩いていじめたけ(から)」

私「でも今は、何にもしなかった人を叩くことはいけないと思うわ、Hちゃんは、あなたより小さくて弱いのだから、もし今度叩きたくなったら先生を叩きなさい」

私はここでS男に叩かないということばを期待したのであつたが、そうしようと意志表示をしたので驚いてしまった。

私「でも先生だって、あなたからひどく叩かれたら泣くかもわからないよ」と言うと、ニヤッと笑つて、こう奮した顔もほころびた。

イギリスの教育には、鞭が用いられるることを聞いた。

子どもがある間違った行為をした時、教師はその行為を子ども自身に認めさせ、その行為に対しても明日、鞭をあてるからと承知をさせ、その親にも、子どもの間違った行為のつぐないとして鞭をあてるがよいかと許可をとるそ�である。行為の行なわれた直後に鞭を使わなければ、教師も子どもも冷静な立場にかえつて反省をする機会をもつためであるそ�だ。

私達も子ども達を評価する場合、イギリスの鞭のようにな立場に立つて行なわなければならないと思う。

個人の行動に対する評価は辛辣であつても、その個人全体を傷つけてしまうような評価は受けなければならない。

子どもを評価することは、むずかしいことだと思つた。

行事保育の反省

(その三)

子どもたちは何にも

理解していません



清水エミ子

この会話は、文化の日の前日、たけし君が登園して来るなり、朝のあいさつがわりに室の中の数人になげかけた、ことばのやりとりです。

私は室の中で、この会話を、こだわりなく聞き流しました。「子どもなりのうまい表現をする、なーるほど」と、よろこびすら感じていました。しかしその後で、何とも言えぬ不安と心配が、おしゃせてくるのを全身に感じたのです。

何回かおくり出した子どもたち（卒業した子ども）は、文化の日を、この子どもたちのよう、不たしかな理解しかできず卒業してしまったのではないか、そして私は、この日本の年中行事をどうあつかってきたか、と反省しながらまだ、先ほどの会話のよいんが室の中にのこっている中で遊び廻る子どもたちをながめながら、昨年・一昨年の文化の日のあつかいを振り返ってみました。そしてそれははずかしさが、体をこわばらせ顔を赤くほてらせるのでした。

「オーケイ、あしたはりんじの日曜日だぞ、一コ（一日）来ると本もの日曜日なんだぞ」

「バーカ、日曜日は一回ずつですよ」

「そんなら、日ようじやないお休みの日じゃないの」

「わすれちゃつたけど、何とかの日だよ、お母ちゃん、お姉ちゃんに朝おしえてたよ」

朝大切な時間をさいたり、おべんとうの後とか帰る間ぎわに、子どもを集め、教師である私達は、

「みなさん、明日は何の日か知っていますか」

ときもえらそうに発問するのです。すると子どもたちは、スズメの学校の子スズメのように、一せいに口を開いて、「おやすみー」「日曜日ー」とはき出します。

たまに、朝、母親から教えこまれて来た、子どもがいると、「ぶ

んかの日でおやすみー」と言います。すると先生はすかさず、

「そうですね、文化の日ってどんな日か、知っていますか」とたた

みかけるのです。子どもたちは、はじめたように、

「日よう日みたいな日、お休みする日」

「わからないけど、幼稚園に来ない」と口々にどなります。「こままでくると先生はあわてて、子どもたちを静し、「はい、わかりました。お休みですね、どうしてお休みするのかしら?」とこりずに、かさねます。

「こままでくると子どもたちは疲れたようにこまつたように、おれで、だまりこんでしまいます。

そこで先生は、一いき吸いこんで「文化の日といつてね……」

と、とつておきの、しいれたばかりの知えをしぶって、とうとうと話します。ことばは、子どもにわかることばなのですが、子どもたちは、ただ何となく聞き、ことばとしてだけ、わかって帰っていくのです。(何回かふくしょうさせられた、文化の日といふことばだけをおぼえてわすれないように、いらぬ神経をつかって)

子どもの帰った後、先生方は室をそうじしながら、「○○ちゃん文化の日を日よう日だって言つたのよ」などと話し合います。する中には、「アッ! いけない、子どもたちと○○」とに熱中して

時間もなくなつたし忘れちゃって、あしたの休み(文化の日)の話し、しなかつた」とあわてる若い先生もでてくるしまつです。忘れなまでも、「何て話してよいか、一晩考えたけど、わからなくて

こまつちゃつた。おとなに話すのならないけど、それじゃわからないし……」とこぼしているのです。

そこで今日こそは、子ども達の実態をしつかりつかみ、正しい文化の日のあつかいをしなくてはと考え、朝の集合をまちながらカレンダーを黒板のまん中に出したのです。(昨日当番が、十月の貢をめくつたばかりなので、子どもたちはふしきそうに私の顔をみていました。)

「今日は何日かしら?」と子どもたちに問いかけると

「ににち」「ふつか」「もくようび」

「あしたは?」

「みつかだよ」

「このカレンダーのどこかわかるかしら」と言うと、

「いつとう上の日ようじやない赤い字のところ」

と言うのです。私は三日のところを指さし、

「どうして日曜じゃないのに三日は赤い字で書いてあるのかしらね」と皆の顔をみまわしました。すると、朝の、たけし君が、

「りんじの日曜のしるしでしょ」と答えました。そして、

「おやすみのしるし——」

「会社も幼稚園も疲れるからやすみなさいってゆう日じゃないの」

「しらない、わかんなーい」と言うのです。そこで私も、

「どうしてなのかな、何の日なのかな」と考えこんでみせました。

すると、直司君が、「先生、そこのカレンダーに何とかって、書いてあるはずだよ」と言いました。字の読める光枝ちゃんに、「読んでよ」とわざとたのむと、「かん字だから、「の」しかわからな、い」と席にもどりかけるとそれを聞いて、

「子どもによめる子ども用のカレンダー作ればいいのに」とだれかが、つぶやいていました。私が「ぶんかの日」とよみました。するととつぜん、朝、「何かの日だよ」と言っていたはじめ君が「そうそう文化の日」と手をうつて立ちあがったのです。

子どもに関係のある行事でないのだから、(初めて耳にし経験するおとな行事なのだから)と自分に言いきかせ、あきらめてみたのです。が、大きくなればわかる、まだ五歳では無理だ、とほっておいてよいのでしょうか？

社会の一員としてみとめられている幼児は、幼児なりに理解されなくてはならないのではないでしょか、いいえ、幼児にこそ、正しく国の祝日を理解させ、立派なおとな、日本人になる心がまえの基礎を育てなくてはいけないのではないか、それが幼児教育のはたす役割だと言っても過言ではないと思うのです。

〔子どもの理解〕

「文化の日って、どんな日かなあー」と言うと、

おやすみ――

日ようび――

りんじの日よう日

なにかの記念日

しらない、わかんな

(この記録は園の十周年記念があり、他の先生方に調査していただけませんでしたので、私の学級の調査だけにとどまりました。)

40名いる子どもたちから、たったこれだけの答えしか聞けなかつたのです。答えない子どもたちは、わからないのです。

でも私は、しかたがない、文化の日は、国の(おとの社会の)

行事で、子どもの日とか誕生日(本誌60巻11月号参照)のように直接

〔おとのの理解〕

四日の朝の話し合いは(子どもの報告)

・くんちをもらう日だって。

・えらい人を、天皇陛下がほめる日だって。

(この時どんなえらい人を? と聞いたが「しらない」としか

言いませんでした。)

・日本のお父さんがいい人にごほうびのおめんじょうあげる式を

する日なんだって。

・兵たいのくんしょうみたいのもらう日。

・いいこと考えたり、作ったりした人にごほうびをあげるの。

・年とつてたくさんはたらいた人におめんじょうとくんしょあげるんだってさ。

(おとなはやや正しく文化の日を理解しているようです。これは

四月から何回かの行事のたびに子どもが聞くので、母親も答えを用意しているようになつた表われも加わっているようです。)

この発表の後、今までの行事の時にはみられなかつた、発言がありました。

それは、皆の発表をじつと聞いていたやすお君が、

「先生、どうして、くんちももらわない人や子どもも、お休みしちゃうの」とふしぎそうに私に聞いたことです。

私が答えにつまつて、やすお君の顔をみていました。すると、みる君が、

「くんちやおめんじょ、もうう人は、いっぱい働いて、くたびれたからお休みするんでしょ、その人だけお休みになればいいのにね」と言うと、けい子ちゃんが、

「お父さんたちだって会社で働いてくたびれてるもの、いいじゃな

い休んだって」と口をとがらせると、

「そんなら子どもだけは、幼稚園ありにすればねえ」と弘君は明男

君とうなずき合っています。

思いがけない問題に、私はどうまどめようか、やすお君になんとわからせようかと考えていると、

「だつて、おとながお休みなら、ねぼうしたり、ごはんが朝とお昼、といつしょだから、幼稚園や学校にこられないからじゃない」と、かず代ちゃんが言います。「おべんとうもつくれないしね」とえみ子

ちゃんがうけとめると、利明君が、

「そんなら、パンと牛乳をおかねもらつて買って来れば、朝だつても、パンかつて食べればいいよ」と幼稚園好きな休みのきらいな子らしい意見をだしたのです。

どうやら、子どもたちは親の答えを、「ほうびと休み」という代償にしか理解できなかつたのですね。

私は、三日の日の朝刊を取り、文化の日の記事をわかりやすく読んで聞かせました。そして、みんなのためになることを考えたりしてした人に、どうもありがとうと感謝する日で、みんなも、いいことを考えましょうという記念日であることを説明したのです。

△歴史的な文化の日△

敗戦後改められた国民の祝日、明治天皇の治蹟を崇敬してできた天長節を昭和二年に天皇自ら、明治節と改め、明治の御代を追憶しようとしたもの、今日の文化日本を築いた明治天皇の恩顧を忘れぬための感謝の日、

(年中行事 宮尾しげを)

を思い出して話していくと、

「考えた人にくんじょうあげて、しるしにおめんじょうくれるんだ

ず代ちゃんが言います。「おべんとうもつくれないしね」とえみ子

「ほくたちも、一しょうけんめい考えれば、おとなになればくんし

ようくれる？」と言うのです。

子どもでも、いいことを考えたり、したりした人の方が、みんなによろこばれ、うれしいと話し、今まで、だれが、どんなよいことを考えたり、したりしたか、思い出してみることにしました。「友達の良さをみとめ合い自分も皆のためになるように考えて行動できるよう努力できるようになる」という目標に向かって、

・「直ちゃん、シジミを下におくと、ほこりが入ってしむ（死ぬ）から台作ろうって考えて、そしたらぜんぜんしま（死）なかつたね」

・「こないだ皆が、折紙と、飛行機の紙つかいすぎするから、折紙当番と飛行機当番作ろうって、やすおくんがきめて、いい考えしたね。」

・「いわせさん、うさぎが寒いからって、うさぎのおふとん作つてやろうって考えたじゃない。」

・「道代ちゃん、みんなボタンなくして、先生にちょうどいちょうだいって言うからって、きれいな箱持つて来て、入ればしそきめたね、これだっていい考えだよ、みんなそこからどれるもの」

・「えんそくのくず入れぶくろもいいかんがえだね」「はまの君、牛乳のふた取るやつ、あぶないって、かぶせるものと、ひっかけるの、考えた」

と活発に話し合いができたのです。

そして、利明君が、「ぼくらも、くん章作ろうよ」と言つたので私が、

「それなら良い子のくんしようとつけ加えると、うん作る、ともう材料戸だなにはしりかけたのです。がこの日は土曜日だったので、月曜日に作ることを約束して打ち切り、月曜日の朝、牛乳のふた、折り紙、布などを切り、安全ピンをつけてそれを作り出し、まず自分の胸につけ、あるいてみました。(ホアンカンみたいだ)といつて、いた男の子もありました。)

それから、何か良い事をした人や、よろこばれる事ができた人は、自分の作ったよいこのくんしようとつけることにつきまたので

しかし、子どもたちの手製ですから、ノリがはがれたり、セロテープがはがれたり、やぶれたりで、せつかくのもりあがりがしほみそうになつたので、当番のしるしとちがうしるしを、私が毛糸で作り、それを、よい子のくん章にしました。それから今日まで、「先生、ここにサボテンおくより、こっちの方が日がよくあたるよ」とか、

「このおもちゃ、こっちへおくほうが、この所が、きれいだよ」とほんのわずかの事がらにも、今まであるものに対しても、何かちがうこと、よいことを考えようと努力している子どもたちのすがたが、みられるようになつたのです。

先ほどの先生方がお聞きになつたら、「そんな事、あたりまえ」

とおっしゃるでしょう。でも、私は、ことばだけの説明しかしなかつた(今までおとな本位のあたえかしかていなかつた)國の祝日をほんのわずかでも、子どもと一緒に考へることのできたよろこびと、社会の行事に対する子どものぎもんが、子どもなりに社会を正しく理解していく芽を育ててくれたことを、すなおにみとめ、小さな成功に、よろこびをかんじるのです。

このよろこびを感じながら、おとな、そして教師の仕向け方・展開の仕方で、どんなむずかしいあつかいにくい教材でも、解決することができることを学びました。そして今までの、細切れ的保育・手おちだらけのあつかい反省し、その事がらをかりて(手がかりに)どうしなくてはならないか、をよくよく考え、計画を立てなければ、次の時代を作る児童を教育する資格はない、としみじみ反省させられました。

やるんだもん」と言うと、無口で自分から話すことの少ない久子ちゃんが、「あたし七五三でつかれるから、えんそくいかないの」と言いました。(十周年記念行事があつたため園外保育が前日の十一月十四日だった。)

道代は近よつて來た靖子ちゃんに、「あんたお祝いやる?」と聞くと、
「うん、お洋服だよ。大きい小学生(高学年)になつたらピアノかうんだもん」と言うと道代は、「あたし、たんもの長い、お花のもようので、およめさんみたいにおしろいつけるんだよね」と久子と肩を組んでたのしそうにしました。靖子は無言でその場をはなれ、小夜子もくるりと向きをかえて他の子も、遊び始めたのです。

私はこれをみて、千住だなあー 下町だなあー と思わず、子どもの顔をみてしまつたのです。

こんな小さな時から、着物やリボン、おけしおうのことをよろこび、みえを張つて他人とくらべさせてよいのでしょうか?

「どうして」ときくと、「帶買ひにいくの」と目を細めてうつとりと話します。そばにいた小夜子ちゃんが、「あたし今、育ちざかりで、すぐ大きくなるから、一年生になつて

切な経験の園外保育まで、「疲れる」と休ませてしまっています。

となりの子より何千円高い着物だと親がみえを張っていること

が、子どものことば、「となりの子は三つだけどね、赤札堂でかつたの、あそこは安いんでしょ あたしのは、浅草の着物屋で買って千円より大きいおさつで買ったんだよ」と言うのでもわかるのです。

△子どもたちの「七五三」の理解（一年保育年長）▽

- 〔4月～7月生れ〕
- ・たんもの着物着て、ボックリはいておせんす持つ日。
 - ・一年生の前で、大きい着物作って着る日。
 - ・お正月の着物を着てみる日。
 - ・およめさんのれんしゅうする日。
 - ・お祝のあめたべる日、ながいあめ。
 - ・お宮でおまいりする日。
- 〔8月～11月生れ〕
- ・きれいな着物をきること。
 - ・お祝いすること。
 - ・ひかわ神社にいっておまいりするの。
 - ・神社へいってお祝いのお酒のむこと。
 - ・おまいりすること。
 - ・八百屋へいってビールをのむ。

（「なぜ、着物をきるの」と聞いたら）（この学級だけ）

・お祝いだから。

・きたないのだといやだから。

・お母さんが着なさいと言うから。

・いいのだときれいだもの。

・きたないと笑われちゃうから。

（「それじゃ七五三はみんながきれいな着物を着るの」と聞くと）

・学校に上がる前の子だけ。

・一年生になる子。

・一年生までの子ぜんぶ。

・小さい子ぜんぶ。

・赤ちゃんもだよ。

・赤ちゃんなんかちがうよ、あるける子だけ。

・小学校に上がる子だけよ――。

〔12月～3月生れ〕

- ・きれいなおべべをきておまいりするの。
- ・大きくなるように、つておまいりするの。
- ・もう七五三だなど考えてお洋服買ってくれるの。
- ・先に生れた人がやるの。
- ・おりこうさんになるようについておがむの。
- ・きれいな着物を着て神社におまいりする日であることは、どこの学級でも理解しているのですが、なぜそうするか、はわかっていない

いのです。

「それでは、おとの理解は▽

・神社にいいおべべ、みせにいく日だって。

・しんせきにきのものみてもらいたいにいく日だって、そして学校にい
くじゅんびだって。

・病気しないでそだつようにかみさまのおさけもらいにいく日だ
って。

・かみさまに良い子になるようになって、たのみにいくのに、きた
ないきものじやバチあたるから、いいきものでたのみにいくん
だよ。

これでもわかるように、おとは良い子に、元気になるようにと
わかっていても、子どもに対する理解のさせ方のあいまいさ、おと
なが行事をいかに表面的に形式だけをおつていてるかがわかります
ね。

おとのみえ、おとのまんぞく感（子どもに対する一つの義務
をはたしたという）のために、子どもたちは小さい体を、じゅばんだ
のおびだので、ギリギリと体をしばりつけ、しめつけ、頭の上にじ
やまなりボン、胸の中にハコセコ、そして、あるきにくい高すぎる
ボックリ、或いは、はなおのきついぞうりをほかされ、くたびれて
も、ねむくなつても、ぐるぐる親せきを連れまわされるのです。

そのよく日、子どもたちは、

・先生、七五三で、くたびれるね、帯がきつくてやんなつち
やつた。

・おしつこしたくても、よくできないからやだね。

・足のふくらんだっこが、まだつっぱってる。

・よごすな、よごすなってうるさいの。

・お正月にくるときは大きな帶やめてもらうんだわ。

・いろんな親せきでおこづかいもらって二千三百円たまつちゃつ
た。

と言うのです。

子どもにとつて苦しい一日だったようです。

△歴史的な七五三▽

昔は陰曆11月中の吉日をえらぶことで、15日に限つていなかつた。
元来七歳の男の子の初めて袴をつける袴着祝、これに三歳の髪上
げ式の髪置、五歳の女子の初めての転衣をかぶせる式。

または、五歳・七歳の帶解祝が一般になり、七五三の子をまとめて
土地の産土（うぶすな）におまいりさせ、子どもらの福運と、寿
の長からんことを願い祝うようになった。

それが時代の服装もまじつて來てしまつて。また、

「まなの祝」ということが属していた。まな、とは、魚味のことと、
魚肉を味わることで子どもに魚肉を食べさせるのは三歳頃からが

一番身体のためによい、とそれでいた。魚はあぶらがあるので、三歳以下の子に食べさせると、子どもの体にある火気を盛んにするので、胃の故障がおこりやすく、七五三の日あたりがちょうどよい時期ということで食べ始めをさせた。」

(年中行事 宮尾しげを)

(なお、行事事典にも、ちとせあめの事は書いてなかつた。)
これを見ても、昔の人の方が、子どもの体と、心を、しんげんに考えていたことがわかるのです。

幼稚園では今まで、どうあつかつてきたでしょうか。

山の手の幼稚園ではあまりあつかわなくなつたようですが、下町ではまだまだ昔のままを行なつてゐるところが多いようです。

千とせあめの袋を作り、そのなかに赤白のあめを入れたり、ゾーリやゲタを作つてその中にバタボールやおかしを入れたりしておみやげにして持つて帰るのです。

そして教師は、七五三 をかりて製作させ、誕生会をかねたの

だと合理化したつもりですましています。

そして、つけたしに、このあめは、元気なよい子になるお祝のあめよ、と説明して終つてしまふのです。

私は、七五三 の行事こそ、幼稚園でことさら取り上げなくてもよい行事ではないかと思うのです。

この行事こそ、家庭で親子が、静かに、子どもの成長をよろこび

合うためのものではないでしょうか。もし、むりに幼稚園で取り上げるとすれば、三歳、五歳、七歳と 七五三 に関係のある子どもたちを中心に、子どもたちのよろこぶ、フォーグダンスでもして、たのしく祝い合つてはどうでしょうか。

そこで、私達教師は、父兄会や母の会などで母親と一緒に、どのように 七五三 を祝つたらよいか、話し合い考え方の強くかんじるのです。

たんものおべべでなく、あるきにくいぼっくりでなく、もつともっと元気に大きくなるような、動きやすい、お母さんの手作りの洋服の方が、どんなに意味があり、子どもの心につよくのこるかを、そして、病氣でやすみがちだった子には、ナワトビやまりなげ、パドミントンをしたりして、戸外で元気に遊び相手になつてあげ、「今日はあなたの 七五三 のお祝いなのよ」と、お頭つきのお魚で家族そろつて夕食をたのしむようにしたら、七五三 の本当の意味が生きるのでないかと思うのですが。

日本の一つの特質である行事を、もっと子どものためになるような生きた育てかたをしたいのです。

(足立区立関屋幼稚園)

*

*

*

小学校と幼稚園

伊東金造

わたしが区立の小学校長で同じく区立の幼稚園長を兼任しているためか「小学校と幼稚園」について何か書けのこと、さて書けと言われるに何も書けなくなる。時節柄、評価の問題、進学指導の問題、教育計画の問題など取り上げるとおもしろいかも知れないが、気楽に思いつくまま「小学校と比較した幼稚園教育運営上の諸問題」ということにして、幾つかの話題をこたつの中で考えてみるとしよう。但し以下はわたしの殻の中でのことで、公立幼稚園の一般的傾向を主とするということを前以ておことわりしておかなければならぬ。

一、普及度、幼稚園差、国庫負担

最初にだれでも考へるであろう「義務教育であるとの相違からの現実の問題」にふれてみる。これについてもさまざまの問題があろうが、ここでは幼稚園教育の普及度、幼稚園差、国庫補助の三点を取り上げてみる。

普及度については日本の小学校は、熊の出る北海道の山の中でも、内海の小豆島はもちろんはるか南方海上の八丈島でも、ちゃんとある。就学年令の子どもは全国殆ど残りなく教育を受けている。この点日本は世界のトップクラスである。ところが小学校と誕生年がそんなにも違わない日本の幼稚園は栄養不良か愛情不足か育ちが悪く、同じ義務教育ではない高等学校に比べても劣っている。幼稚園が少し日の目を見て伸び始めたのはここ七、八年のことである。でも現在公私立合わせて就学前五歳児の幼稚園児は二十八%ほどで保育園を合わせても四十%ほどになった。これでは世界の英米仏はもちろん西ドイツにも劣っているわけで小学校とは比較にならない。また公立幼稚園数が私立幼稚園数の三十%というのも日本の特別の姿であるようだ。

普及度で特に注目すべきものに、地方差のひどいことがある。公私立幼稚園合わせて八百以上の東京を始め兵庫大阪静岡神奈川愛知岡山香川徳島京都広島などのように普及しているところもあるが、幼

幼稚園が県全体で十五、十六、三十一という鳥取、高知、山梨などもある。徳島県のように小学校に近い数の公立幼稚園のあるところもあれば、国立の無い県、公立の一つ、二つというところもあり、県全体で国立・公立合せて十以下というところが十三県もある。このように小学校に比べて幼稚園の普及率も低く、地方差のひどい現状を見るとき、イギリスでは五歳児は義務制になつていていることなど考え、今後一日も早く日本の人々が就学前教育の受けられることを祈らずにはいられない。幼稚園教育普及のため、幼児を持つ両親をはじめ、お役人さん議員さんたちの特別の御尽力を期待したい。小中学校高等学校の次でもいいからお願ひしたいものである。次は幼稚園差である。ここでいう幼稚園差とはA県の幼稚園とB県の幼稚園との実体の差ということである。もちろん小学校にも小学校差は相当あるが、幼稚園ほどひどくはないようだ。わたしたちの調べたものを見ても幼稚園の一組の人数が最高五十九人、最低五人（昭和三十五年度）とある。ちょっと驚ろく。すばらしく設備の整つた幼稚園、充実した教員を揃えている幼稚園もあれば、部屋だけで机・腰掛けの足りないところ、高校出たての先生のところもあるといった相違が小学校よりひどいことである。せっかく幼稚園設置基準も定められていてことだし、高い水準に下の方が引き上げられることを期待したい。

つぎは国庫補助に係る問題について考えてみよう。小学校は義務教育であるが故に教員給の半額を始め他の国庫負担は強力である。教科書無償配給さえ問題になつていて、ところが幼稚園は義務教育でないことからも、国庫負担額は小学校の爪のあかほどであ

る。だから幼稚園は設置者負担、受益者負担となり、入園料・保育料・給食費・PTA会費などと保護者の経済的負担が大きくなる。どうも日本では昔から幼稚園といふところは“特別に富裕な家庭の子ども”的入園するところ”という見方が抜けなくて幼稚園教育の発展をさまたげているようだ。議員さんやお役人さんにそう考える方が割合が多く、また親もそう考える人がある。実情はいろいろあらうが幼稚園教育のたて前は小学校と同じく幼児の全部を教育するというものではなくてはならない。最近の公立幼稚園はだんだんそぞなつていて、しかしながら現在は幼稚園入園児が全国的にみて低率なのでまた地方差がひどいので、国も県も教育委員会もお役人さんはなかなか国庫負担、県費負担或いは多額の設置者負担と踏み切れないが、今後就学前五歳児の幼稚園就学率が、六〇%を越したら国も県も教育委員会も本腰を入れて予算を増してくれるであろうし、父兄の経済的負担も著しく軽減されるものと思われる。そうなるにはまず幼稚園の普及である。でも私たちはそれを気長く待つばかりはいられない。国や県の負担を議員さんたちが特別努力してくれば、父兄の経済的負担も減る、負担が減れば就学率がグンと増す、という政治的な施策を望むのである。幼稚園に小学校並の国庫負担が実現したら、幼稚園の教員の待遇もよくなり（今は全国的にみてひどいものである）したがって良い教員が幼稚園にも集まる。施設設備も整つて、給食で子どもの身体もしつかりし、教育効果も平均して高まり、父兄の経済的負担も少なくなるので、争つて幼稚園に入園させ、幼児の就園率は急増する。簡単に言えば小学校並に近づくものと思われ、幼児のため、日本の将来のため早くそ

なってほしいのである。

義務教育であるとなれば、普及度、幼稚園差がこんなに小学校と幼稚園の相違を示しているが、たゞえ義務制にならなくとも国庫負担がある程度増すことによってこれほどひどいはなくなることもわかつたわけである。やはり先だつものは何とかである。

二、教師と母親

幼稚園は小学校並に近い国庫等の補助がほしいと少しひちっぽい話になってしまったが、今度は幼稚園の組織・運営の方面で問題を拾つて肩のこりをほぐしたい。話題は施設、こども、指導計画などもあるが、ここでは教師と保護者、特に母親について考えてみよう。

まず教師であるが、幼稚園の先生と小学校の先生を比べてどう違うかはちょっとわからない。でも何かありそうである。直感的にも“あああれは小学校の女の先生”とわかることがある。幼稚園の女の先生はわからないかな。さて観点が幼稚園の組織、運営上からであるから、それならある。男女構成が違う。小学校は大体男女数半半というところが一般であるが、幼稚園は絶対的に女の先生である。全国の調査で見ても男の担任は十指はないであろう。年齢構成から見ると幼稚園の先生が若い。わたしの小学校職員三十名のうち二十代は一人、幼稚園は七人のうち五人が二十代といったわけである。というのは同じ女の先生でも幼稚園の先生の方が早く結婚退職するようだ。これにはいろいろ原因もあるようだが、待遇や気風も考えられる。しかしこれは一般論で、幼稚園の女先生でも六十歳を越し

た方が無いわけではない。人ざわりは、小学校の先生はこわいが、幼稚園の先生はやさしい細かいところまでよく世話をゆきとどく。（と子どもがいう）でも最近は若い幼稚園の先生であるわけだが、園長は兼任が多い（公立八三%）ためか男が多い。でも同じ男が小学校の校長室ではこわいが、幼稚園ではやさしい。（と子どもや子どもの母親、先生がいう）これも小さなかわいい子どもがそうさせのかもしれない。専任園長はやはり女が多い。

先生の勤務ぶりはどうだろう。よく町の人や父兄が幼稚園の先生は子どもが早く帰るから暇だらうなどと考へる人もいるが、それほとんどないことである。一軒をはつていると仕事の量はそう変わらないのに、先生の人数が少ないので、かえつて小学校の先生よりも多いかもしれない。（昭和三十五年度全国平均一園の教員数が三・一人）幼稚園の先生は仕事は細かくていねいである。多少非能率的のところも見受けるが、研究や研修の面でも最近は決して小学校の先生に劣らないようだ。なかなか熱心に研究もしているし、特にねばりが強い。時々幼稚園の先生がたの研究会に出てみると、始めは発言が少ないが、だんだん発言も多くなり、終り頃はよいよ熱があがつて終り時間が伸びることがよくある。だから研究会は終りまで決して席があかない。小学校の先生はそうはいかないようだ。父兄などとの連絡も幼稚園の先生は密で、父兄の信頼や接渉も小学校の先生より深いようである。何もわからない小さい子どもの教育を担当するので当然かもしれない。

指導の技術や能力については、小学校の先生は教科指導的で、幼

幼稚園の先生は生活指導的な傾向が見られる。その逆を言えば、小学校の先生は生活指導方面に手が廻り兼ねるが幼稚園の先生はここと言うところの指導の突つ込みが不足するきらいがあるようだ。それは幼稚園児が小学校に入学するとわかる。小学校の先生は、幼稚園から来た子どもは慣れすぎていておしゃべりでキチンとしないところですが、幼稚園の先生は小学校に行くとせっかく伸び伸びとした子どもをすぐコチコチにしてしまうと残念がる。これを加えて二で割つたらちょうどよいかもしれない。

幼稚園の先生は小学校の先生より待遇は全国的に見て非常に悪い。もちろん小学校の先生と同じところもあるが、ひどくわるいところが多い。以上述べたようなよい幼稚園の先生に気の毒である。

幼稚園の普及度、地方差、幼稚園差の大きいように先生の待遇差も大きい。教員給与表によらないで役場の吏員給表によるところも多く、中にはそんな条令もなく（五〇%）どんぶり堪空式に給与いくらというところもあるらしい。だから同じ資格でありながら小学校の先生は毎年昇給するのに、幼稚園の先生はなかない昇給しない。（六四%）学芸大学を卒業して何年かたつとずいぶん開きができるしまう。給与が高くなると助役さんより高くなるから、昇給ストップか、退職かとやられる先生もある。この幼稚園の先生の給与等の待遇は一日も早く小学校並になつて、十分の教育効果を子どものために期待したい。園長の手当も付記しよう。兼任園長の月手当が、凡そビース何箇ぐらいなどはだれも信用しないだろうと思う。（最低八十円）専任園長でも小学校並の管理職手当八%をもらつてゐるところは少ない。（管理職手当なし五五%）

さて子どもの母親についてみようと思つが紙数が無くなつたので簡単にする。子どもがその子には変りはないが生長發達の段階にしたがつて幼稚園児と小学校児童は非常に違つよう、同じ母親でも幼稚園の母親と小学校の母親には違つた氣風もあるようだ。小学校は“落ちついたおかあさま型”幼稚園は“若い張り切つたママ型”と一般的に言えそうである。幼稚園の母親はすぐ熱心でファイトがあり仲よしグループも密になつて正常にいけばまことに頼もしい。それは白紙の子どもに非常な期待と願望を持つこと、教育への協力、教育関係者—父母同士も含めて一への新入りの意欲などによるものであろうか。小学校に行くと落ちつき、慣れ、あきらめ、適当になどとなり、進学間近に幼稚園型に復帰する。しかし幼稚園の母親はママ型ばかりではない。何人かは“おばあちゃん型”もある。世の中のことは何でも承知といつたふうがあるが、とにかく小さい子ども——多くは末っ子——がかわいくて仕方がない。“このまま大きくならなければいいんだがネ。”とさえ言うほどである。こうした“おばあちゃん型”も“ママ型”連を指導調整していくには貴重な存在である。P.T.A.や母の会でこの“おばあちゃん型”に兼任者を得ないと難しくなつたり分派ができることがある。幼稚園の主任先生はこうした母親や先生を良くリードしなければならないのでその任は重い。小学校並に教頭とすべきであろう。

（中央区立久松幼稚園長）

これから 保育室と遊戯室



日 下 あ ハ

(2)

前回は、一般的に建っている幼稚園のプランから、ここで一般的に行なわれている生活を紹介しました。

今回は、最近行なわれており、将来も意味があるものとして生きていく保育を取り上げ、この保育を将来のプランで行なった時に生れてくる諸々の困ったことをお話しします。更に、この保育と建物との相関を捉えるために行なわれたさまざまの調査の一つを紹介し、次回で新しいプランを考える橋わたしといたしました。

2. 自由型保育と従来のプラン

自由型保育

前回のような、先生の指導のもとに組全員が同一場所で同一行動をし、この遊びの転換も、各自の生理的行為も一齊に行なおうとする保育（一齊型保育）にたいして、これと直交する軸のように異なる

つた保育が見出されます。これは、園児各自の自発的な興味の流れによって次々と起つてくる遊びを先生が助け導いていくといった保育の仕方です。

これは主として自由保育と呼ばれ、戦前からあったものですが、

戦後アメリカの影響もあって、日本で広く取り上げられるようになつたものです。しかし英・米その他西欧諸国ではすっかり影をひそめた一斉的な保育がまだ依然として日本で見られ、一方で自由型の保育がさかんにとなえられても、実施面ではまだ一般化されているとはいひ難い現状です。この理由は、①この保育指導のできる先生がまだ少ないこと、②子どもが自由に遊べる空間構成や、こうしたときにも、先生がいろいろな所で遊ぶ子どもを見守れるような建築計画がされていないこと、③この保育に必要な、子どもの興味をそそるような種々の遊び場や道具が現状では貧困なこと、更に、④子どもにとって成長をうながすための学習指導が、こうした自由的な保育ではむつかしいと考えられていること、が原因になっています。

こうした障害があるにもかかわらず、自由型保育では、子ども達を自発的に遊ばせながら個々の問題を個別にあたって助けていくのですから、幼児の生理的な生活も含めた全生活的な保育ができるること、個別を伸ばし、遊びを通じて学習を得得していくことも、この方法によってはじめて可能であることなどの利点から、公立幼稚園

では、自由型保育が熱心に研究され、都内ではほとんど一般化されつつあるし、また小学校でも低学年にはこうした教育を行なおうとする気運があります。

保育の形態は、ここで上げたように一斉型と自由型の2つしかないわけではない。この分類は、建築空間に保育が投影された時に、全く異なった形に写るものとして一斉型と自由型の2要素が抽出されたまでである。この2要素は、直交する2軸のように、全く異なった方向性を辿るものであり、一方現存する保育の形態は、この二要素をいくパーセントかずつ含んででき上っているので、建築空間に投影された時に全くの自由型とか、全くの一斉型とかといったものは極めて稀である。

また、こうした自由型の保育を行なっている園でも管理やしつけの面から、食事や登園・退園のさいの出欠席などは、従来と同様の一斉的な方法で行なわれているし、その他、年間行事の催し物や、幼稚園の伝統的な遊びといわれるリズム遊びも、多数の幼児を楽しんで遊ばせるので、いまなお重んじられ、日常保育に取り入れられている。

こうして、一斉的保育の良さも残し、自由型保育の時間をできるだけ多く取り入れようとする努力が行なわれているのであるが、建物の方はどうであろうか。

従来のプランとの葛藤

従来の一面的な保育と異なり、幼児の全生活的な保育が育つてき
たが、これを入る器はまだ旧態然どし、こうした保育に沿った計
画がされていないので、実際にはなかなかうまくいかないのである。
たとえば、前回に載せた図-1の保育室には、机とイスを置け
ば、それだけで一ぱいで、ほかになんの空間も残されていない。屋
内の床を這い廻って

築き上げる汽車のレ
ールや、箱積木から
できる巨大な建築
物、さらに輪投げや
おはじき、コマ転が
しなどをするだけの
空間はどこにも残さ
れていない。また日
のあたる窓際には球
根や小鳥が飾られて
いるが、ここをより
どころとして、これ
に水をやったりする

車を引き回したりする直線的な遊び場だが、北側のせまい暗い廊下
では不安で遊びも長く続かない。

テラスや庭での活発な楽しい遊びも、先生の指導によって一齊に
出で遊ぶときとちがって、子どもが興に乗ったときに飛び出して行
くのだが、こんなとき昇降口まで回ってはきかえて出なければなら
ないのでは、せっかくの興味もすっかりそがれてしまうし、遊んで

水いじりなんかする空間構成がない。

その他オママゴトに似た人形・お家ゴッコ・郵便屋さん・八百屋
さんゴッコといろいろな真似をする遊びがあるが、ちょっとともぐり
こんでみたり、のぞいて見たりする遊びのより所となる空間がない。

図-1の遊戯室も、全園児が集まる行事用の集会室として計画さ
れているので、ガランとして大きいばかりで生活のよりどころがな
い。それに、自分の生活の根拠地の保育室からひどく離れているの
で、遊びにも行き難いし、遊んでいても落ち着かない。先生も目が

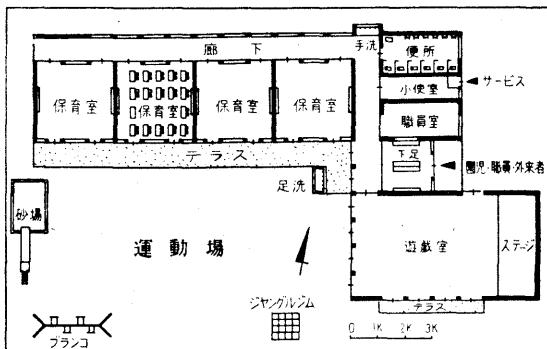


図 1

いるときも先生の姿がちらほら見えないような所では、落ち着いて遊びに熱中もできない、など、自由な遊びにはまったく不向きにできているのである。

建築側から調査した自由型保育

さて自由型の保育を行なうとすると、このために建築側は、園児が好きな場所で充分遊べるように園児各々の年令や性別に応じた遊び場を設ける必要が起る。ここでは、このための資料として多数研究された中の、一例として遊び場所別に見られる年令差と男女差の問題にしぼってまとめた調査結果を参考までに紹介しましょう。

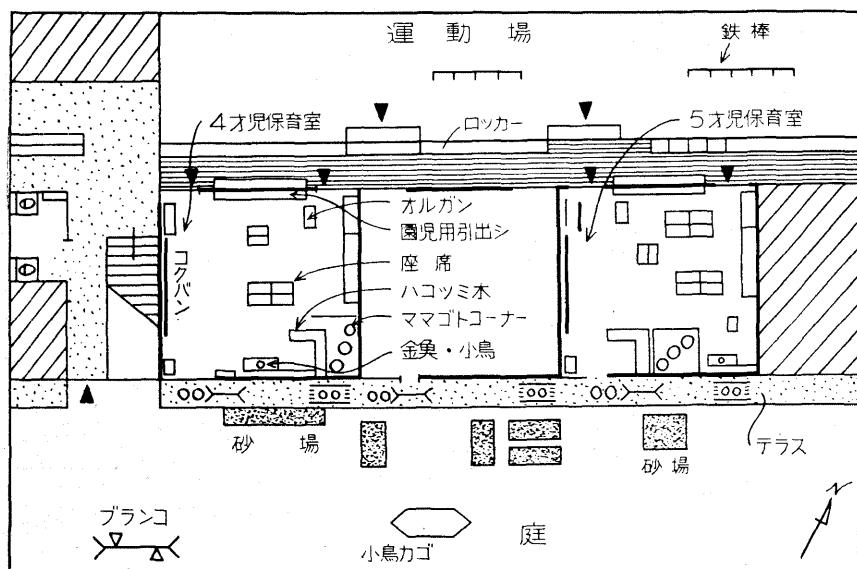
調査方法

対象園は、結果が特殊なケースになることをさけ、建物・職員数・保育内容共に基準値で納まっている公立幼稚園の一つを取つた。

調査日は、年間行事・短縮保育日など特殊な日を避け、また園児が園に不慣れな季節をさけ、秋を撰んだ。一般的日常保育日の一九五七年一月一三日（水）晴と一二月二一日（水）晴の両日をとり、保育時間全部を調査した。

調査対象児は、三才からの登園はまだ一般的でないので、今回は四、五才児 各一組ずつをとった。（五才児 三六人内 男子一九

第1図 遊び場の位置



人、女子一七人、四才児 三六人内 男子一八人、女子一八人)。両組の遊び場の条件は共に保育室の大きさは一八坪、室内の遊具は同一、運動場、庭は共通(第1図)。自由保育時間は、五才一八分、四才一六五分であった。すなわち、両者の保育中の遊び条件は同一のものと考えられる。

調査方法は、組別に色違いのリボンをつけさせ、調査員は、ブランの記入された紙面に園児の遊び分布状態を五分ごとに紙面を代えて記入した。

調査結果

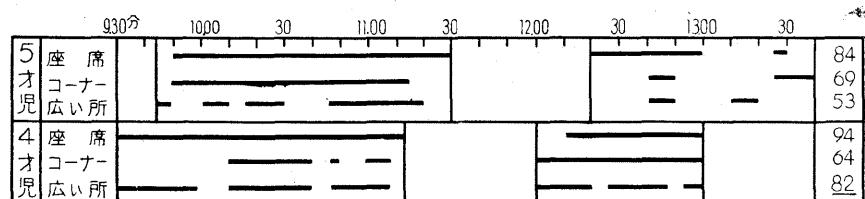
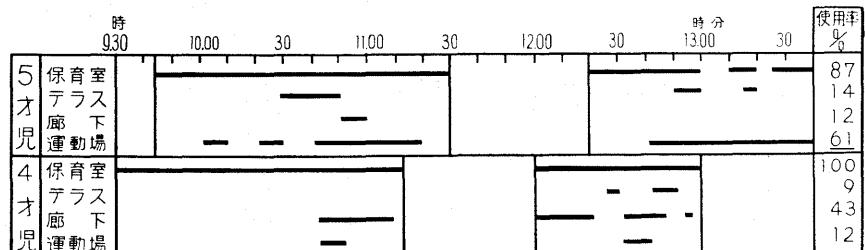
(1) 遊び場所 場所を大別して、保育室N・テラスT・廊下C・運動場Gとして各々の使用時間を見ると、第2図となる。すなわち、五才児にとっては、NとGとが平行した二大遊び場で、T・Cが附属的に使用されているに反し、四才児にとっては、N一本が遊びの根拠地となり、T・G・CはこのNの遊びがはみ出てきて時々遊ばれた形になっている。すなわち四才児の生活園がN中に納っているに反し、五才児のそれは、N・Gに股った広いものである。

更にN内を遊び方の異なる三つの空間、①個別に集中的な遊びができる各自の座席のある空間、②ある種の遊びを想定して空間構成がされているコーナー部分、③活発に動ける広い空間、に三大別し、その使用時間表を見ると、①②③空間共に平行してよく使わ

れているが、更に詳しく見ると、四才児の方が③の広い空間の使用率が非常に高い。これは四才児はGに出

す、N内の広い所で遊びを満足させていられるからである。

今、各々の使用時間を性別に分けて見ると、第1表となる。N・Tは共に男女の遊び根拠地として重要で



第2図 場所使用時間

第1表 性別使用時間(分)

		全使用時間		男	%	女	%
5才児	保育室	170	100	155	92	170	100
	テラス	35	100	20	57	30	86
	廊下	10	100	10	100	0	0
	運動場	120	100	120	100	70	58
4才児	保育室	165	100	165	160	160	97
	テラス	15	100	15	100	15	100
	廊下	70	100	70	100	30	43
	運動場	20	100	20	100	10	50

あるが、G・Cとなると男の子が中心となる。またN内の空間では、座席は男女共最も長く遊ばれる所であるが、コーナーは女の子が心となり、一方広い空間は男の子中心となるが、コナーは女の子が空間も女の子が中心で男の子は少ない。これは、五才の男になると活発な遊びはもうN内でおさまらず屋外で行なうためである。
 すと第2表となる。ここから年令差のある遊びを拾うと、屋外の五

5才児	座席	135	100	130	97	135	100
	コーナー	110	100	20	18	110	100
	広い所	85	100	45	53	85	100
4才児	座席	155	100	155	100	145	94
	コーナー	105	100	70	67	100	95
	広い所	135	100	135	100	80	59

第2表 当日行なわれた遊びの種類	場所	遊び内容		註
		男	女	
保育室	座席	ゴム粘土 絵本 お絵書(クレヨン) 折紙 切紙 ハリ紙 ナイロンヒモ結び ●ポンヤリ坐る		
	コーナー	ママゴト 人形 オルガン弾き ●鏡ノゾキ ●電車ゴッコ ●金魚観察 コクパン絵書		
	広い所	引出整理 人形ゴッコ 車引キ 八百屋ゴッコ アバレル ○ポンヤリ立ツ ○マリツキ ●竹の輪転ガシ ●スマウ・ケンカ 立話し 小型積木 箱積木		4才のみに現われた遊び
テラス		手洗 ママゴト ○手つき ●ポンヤリ見ル		○男の子 ○女の子
		砂場 オニゴッコ ボール投げ 先生ノ飼育見ル ●土イジリ ●鉄棒 ブランコ 落葉拾い ○ナワトビ ポンヤリ立ツ		
運動場		○口すすぎ 水呑 手洗 雑巾洗い 下足 ●カバン見ル 車引キ廻ス ●走ル ●汽車ゴッコ 売屋サンゴッコ ○人形オブネンネ		
廊下				

才児の活発な遊戯遊びと屋内の五才児のオルガン・箱積木・工作などの大規模・複雑な遊びに対照的に屋内の四才児の動きの小さい模倣・観察遊びが目立つ。(人形・小形積木・金魚観察)

性別のある遊びを拾うと、殆どの遊びは男女共一応の興味を示すがそれでも、なお、当日男女いずれか一方のみにしか遊ばれなか

つたものがある、すなれち、男の子のスマウ・珠転かし・釣棒・汽車ゴッコ、女の子のマリツキ・人形・ナワトビである。これらは遊び時間が短かいが性別を感じさせる遊びである。

(3) 遊び継続時間 各遊びを年令・性別に分け、継続時間を示すと第3表となる。座席での粘土・絵・工作やコーナーのママゴト遊

びは男女、五、四才共に最も長く遊ぶが、その他の遊びには偏よりが見られる。

一般に屋内の広い所で行なう車・スマウ・積木・立話の遊びは四才が長く、屋外の砂場・鬼ゴッコ・プログラの遊びは五才が長い。

その他五才のオルガン、四才のコクパンが目立つが、前者は四才が弾けず、後者

は先生がこの時指導したために生れた差であろう。

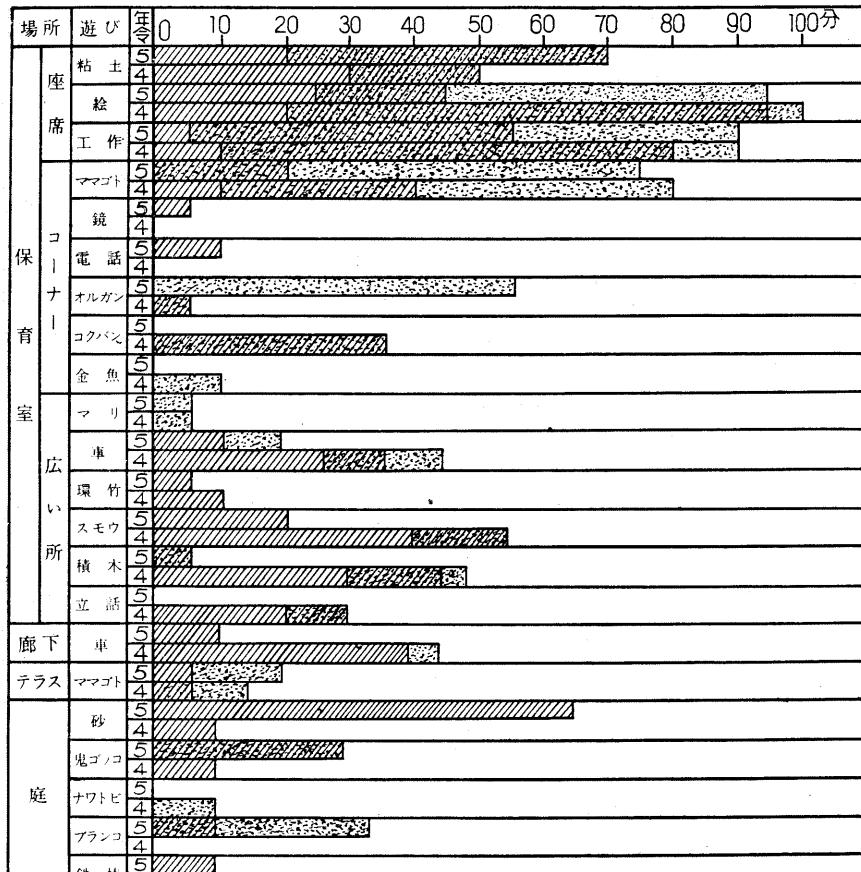
男女差としては、(2)で述べた性別で好みが違う遊びの他に男女一緒に遊んでも、ママゴトのように女の子を主とする遊びとその逆の遊び（スマウ・積木）がある。また全く男女協力して遊ぶもの（鬼コッコ）や興味を互にそそられて男女平行して遊ぶ（絵・工作）がある。

(4) 遊び人数 鬼ゴッコの一八人をのぞくと一般に三、四人程度で小規模である。遊平均人數を第3表に添えた。遊びグループは人数の移動を示すために代表的だと思われる遊びについてその遊びが興に乗った最大継続時間の時の参加人數変化表を第3図に示す。

これを見ると、①多人数で短時間遊ばれるもの（オニゴッコ）と②小人数で人の出入がなく続くもの（オルガン・環竹コロガシ・砂場）がまず目立つ。これらでは、四才は五才よりも人数・継続時間でやや劣る傾向がある。更に③小人数で長く続いたり、時に時々多くの人がドット参加して来る遊び（ネンド・絵書）や④人の出入りは絶えずあるが遊び全体としては長く続いているもの（ママゴト）などに分かれる。

まとめ

こうして見ると、年令や性別によつてはつきりした差といふものは見分けられ



男のみ遊んだ時間

● 男の子

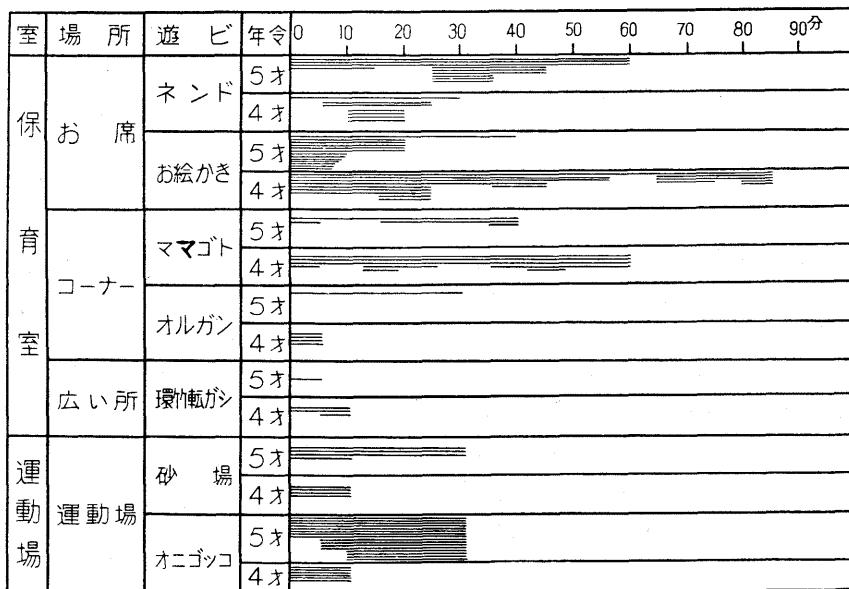
女のみ遊んだ時間

○ 女の子

男女一緒に遊んだ時間

第3表 各遊び総時間及び平均人数

第3図 最大継続時間における人数の変化



ないが、どちらかと言うと、五才児は指先の巧緻さ、頭脳の発達程度、体の動かし方、共に優れているので、屋外では率先して遊具をあやつり、屋内では、大がかりなむつかしい遊び（箱積木・オルガン・工作）に関心を持つが、これに反し、四才児は複雑・活発な遊びができず専ら屋内で活動の少ない容易にできる模倣や観察遊び（ママゴト・人形ゴッコ・八百屋さんゴッコ・小型積木・金魚觀察）に余念がない。性別による遊びの差としては、N内の座席での遊びは性別なく遊ばれる所であるが、種々のコーナーは、どちらか一方の性に適して、これに協同的に他の性が加わる遊びである。N内の広い空間での遊びは、性別に異なる遊びが同時に平行して行なわれる。例えば男の子がスマウをとり汽車を走らし、女の子は隅でマリッキに余念がないなど、これに反し、庭での遊びは一般に男の子が多く飛び出し、女の子が大量に出るのは、先生中に鬼ゴッコが始った時などにつれられて出て行く傾向がある。こうした遊びの男女差は四才児から少しづつ現れてくる。しかし、これら年令では指導によつてもフレが大きくなる傾向はあるが、まだ確定的なものと言ひ難いだろう。

× × ×

今回は、やや堅い感じになりました。次回は具体例をたくさん入れて、これから保育室と遊戯室の作り方を説明いたしましょう。

私が幼児教育のことや、視聴覚教育のことや、特殊教育のことを、熱心にやろう、と思ったのが、小児まひのおかげである、といつたら、人は信用するであろうか。

はつきり、この足はなおらないと、自覺したとき、いちばん深く悩んだことのひとつはこれから先自分は何をやって生きていか、であったことはいうまでもない。生きていく、ということばは、生物的に自分や家族を支えていくということから、自分

に遠足についていくことも、大きな生徒といつしょに旅行に出ることも不可能であつた。これで先生がつとまるだろうか。むしろ、辞職して坐つてやるような仕事に転ずべきではなかろうか。と考えているうちに、足が少しぐらい不自由でも、主事や校長ならやれるではなかろうか、と利己的な考え方でなかつたとはいきれないが、考えるようになつた。しかし、それだけに、自分の分を知つて、どんなことでも可能なことは全力をつくしてやろうということ

と、せっかくこうした仕事にあるときなのだから、初等教育のことを一生やろう、と思うようになつた。しかも、そのうちでも、外の人たちがあまり重要視しない部分をやつていこう、すでに初等教育自体が世間から重んぜられているとはいえないであるが。

人生の意義をどういう点に見出すか、といったものまでを含んでいっているのである。

私はそのとき附属小学校の主事として、新教育運動をやろうとしていた。足がこうなつて、も早や、こどもたちといつしょ

やってみよう、といったものが、幼児教育であり、特殊教育であり、また、視聴覚教育であつたに過ぎないのである、ともいえるのである。

生きがいを見出す、ということばがあるが、私はこうしたところに、文字通りの生きがいを見出すようになつた。何もかも順調にいつて、からだにも心にも欠陥なしにいる人たちが、こういうことばのほんとうの感じがわかるものだろうか、とふと思つてもみる私ではあるが。

つたのみ日記(7)

——小児まひ その三——

の人生の意義をどういう点に見出すか、といったものまでを含

としていた。足がこうなつて、も早や、こどもたちといつしょ

坂元彦太郎

どこの幼稚園も大好きな『どんぐりコロコロ』、どこの小学校でも教える『とべとべとんび』、また、今のお母さんが小学校時代によく舞踊や劇にされた「あれ天人は——」の『羽衣』、そして、有名な声楽家がよく独唱される『城ヶ島の雨』などの作曲者、梁田貞先生の名曲、百五十余曲の集大成。これについて、

山田裕作先生は

「梁田君は、いつお会いしても、とてもやさしい温かい気持の人。——吟遊詩的な作曲者……そのなめらかな旋律は、美しい

民謡風な色で扮飾されていた」

といい、前後四十余年間、子どもの歌の創作研究を共にされた葛原しげる先生は

「曲というより、節というより、『うた』そ

のものであるのが、梁田君の作品……艶も甘味も豊かで、香氣溢るるばかり、……昔も今も行末も、人の魂をゆさぶり、人の魂に沁み込んで、人の世を浄化し、美化するものとして、全世界に誇るべく——」

といっている。殊に、音楽学校等の他に、保

童謡と歌謡の全玉篇

『梁田貞名曲集』の出版

葛原しげる

母養成所でも教師であった梁田先生の名曲の力、最も幼児向のものでは、「みつばち」「ぱら」「七面鳥」「お玉じゃくし」「木の葉」「かにの子」「とんぼの遠足」「カラコン」「草のダンス」などがあり、幼児に歌って聞かすによいものには、「鐘のこえ」「お花のボート」「親牛子牛」「花ざかり」「山彦」「蛙の学校」「稻穂の雀」など。

また、女性向に、家庭向に、愛唱されたいものは、

「白孔雀」「二つの星」「あざみの花」「胸の炎」「蜘蛛」「飛行機」「平和なる村」「寒月」などで、全く、ハートを突くものばかり。

近年我国でも豪華な出版物が多いが、楽譜集でこれほど立派なものはない。さすがは、子どもの為なら、芸術の為ならと、いつも犠牲的な良心的な出版を統けている玉川学園大学出版部。

(B5判)

定価1000円
税100円

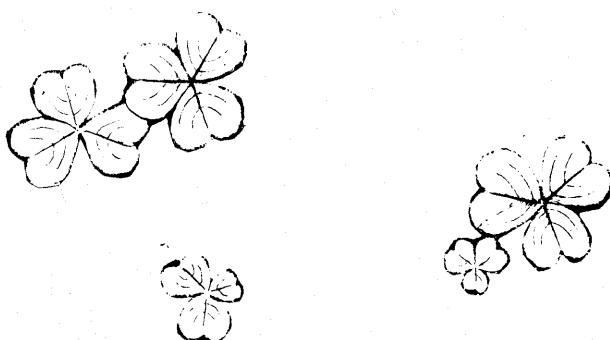
葛原 しげる氏

十二月初旬、葛原しげる氏はお茶の水女子大学をお訪ねになり、新年号に「姫二姫三太郎のおめでたい話を書いたから」ということと、今回「梁田貞名曲集」が玉川学園から出版されて、自分の未発表のものも多く載っているからと言っておいでになつた。それから数日して突然に氏の訃音に接した。この原稿はその後届けられたものである。葛原しげる氏は本誌とは関係が深く、昭和初年よりしばしば執筆され、童謡に隨筆に、流れるような文章で読者に楽しみを与えたのである。近年になって氏と連絡がとれて、再び執筆いただき、もつと書いていただけるものと思っていたのに残念であった。童謡作家として生涯を全うされた方である。

本誌に掲載された氏の文章には次のようなものがある。

- | | |
|-------------------------|----------------|
| 詩 マリガツキタイ | 三十卷十一号 昭和五年 |
| 幼児が喜び歌ふ歌 (1)～(4) | 三十卷十一号～三十一卷三号 |
| 幼児の為の唱歌を作りて (1)～(4) | 三十一卷六号～十号 昭和六年 |
| コドモカルタから幼児唱歌 (1)～(5) | 三十二卷四号 昭和七年 |
| 幼児教育と童謡 童謡ものがたり（幼年ニコピン） | 三十四卷二号～六号 昭和三年 |
| 保育隨想 「青すずめ 赤すずめ」 | 五十七卷八号 昭和三年 |
| | 六十卷四号 昭和三年 |

その他



ある病院小児科にて

(一)



堀

越

清

近頃は子どもの問題は即ち親の問題であるとする認識が高まり、その見方からの研究や実践活動も次第に盛になつてまいりましたが、それはそれで結構なのですが、そうかといって親子の問題がこれでたちどころに解消するかと言えばどうもそういうわけにもいかない、常に新しい問題が次から次へと生じてくる、今のところ恒久的根本的な解決は難かしい。親子の間柄 자체が時代の変遷、それぞれの在り方によつてちがうのですから、問題があるのがむしろ当然なのかもしれません。そうしてこの場合、必らずと言つてよい位幼稚園、相談所での幼児の問題から家庭の問題へとつながる形で数多くの論議が出されているわけです。ところで私は最近、そうした形とはちょっと角度のちがつた視点から幼児の問題にふれる機会を得ましたので、それについてお話ししていきたいと思います。

これは東京大学医学部附属病院小石川分院小児科（東大分院）の

中で私が経験した事でこれを
お読みになつた方がそこから
何かの意味を汲んでいただけ
れば、というつもりで敢てご
紹介する気持になりました。
…三、四か月前から私はこ
の小児科の医局に定期的に顔
を出しております。ふつう医
局と言えば何かいかめしいものを想像しますが、ここはもちろん子
どもの患者の生命をあずかるという意味での厳しさはあっても、そ
れ以外の面でのヒューマニティにとんだ配慮とか周到さはそこへと
びこんだ人でないとお分かりにならないのではないかと思います。と
言つてもそれだけではお話しにもなりませんし、私ができる範囲で
そうした医局の雰囲気を何とか外部の人々にお伝えしたい、幸い、
ここで週一回行なわれるカンファレンスの在り方が医局のそうした
空気を物語つ正在ると思いますので、これをもとにしていろいろと
のべてみましよう。このカンファレンスという集まりはこここの医長
の発案によるものですが、元来小児科というものは単に入院する子
どもの身体的問題だけを扱うだけではすまされない場合が多い、即
ちその子どもをとりまく家族的心理的、経済的、並びに社会的な面
についての理解とか配慮も必要とされています。このカンファレン

スはそうした面にも参加者が焦点を置いて病児の事を考えて行くようには設けられたものと思つて差し支えありません。私自身は医者ではありませんが、臨床心理的な立場からそうした意義は納得できましたし、たまたまあるきつかけからそのカンファレンスに加わりました。そこには医長を始め医局員、ナース（看護婦など）、ソシアル・ワーカーらが参加して互いに隔意の無い話し合いを進めています。どういう話しになつてゐるか、細目をあげれば際限が無いので、始めに、比較的各患者（子ども）に共通して論じられる事柄、その次に特殊な患者について生じた事柄という順序でお話ししていくましょう。

比較的共通な話題として出されますのが、入院児の家庭の経済上の事情です。殊に手術を必要とする子どもとか、長期の入院を要する子どもの場合には必ずと言つてよい位これが問題にされ、結局、経済的に問題のある家庭に対することはそこに同席しているソシアル・ワーカーが別の時間にその親と会つて、各種の保険その他の社会保障制度を利用するよう話し合うという仕組になつています。考えてみれば或はこれは当然の事かもしませんが、どうも他のところでは余り行なわれていないのが現状のようです。……ところで子どもたちの入院に際して、カンファレンスの面々が一様に頭を悩ますのは入院児の親の態度でしょう。それこそいろいろなタイプの親があります。……ここは完全看護ですから、親は面会時間以外は子どもに附添わ

せないのが原則ですが、小児科ですから患者とは言つても乳幼児が多いだけに、何かと厄介な問題がからんでまいります。例えば、母乳で育てている乳児が入院している場合には健康な母乳が出るならばそれを与えるに越したことはないので、極力その母親に授乳させるようにしています。そういうとき、この原則を固守するのはなかなか困難です。更に手術前後の子どもの場合にも或る程度親が附添うことを拒否するわけにもいかなくなる、その他、子どもが或る年令以下だと親を面接時間外は附添わせないでよいものだろうか、たとえば二歳まではちょっと無理があるのではないか、やはりこの年令まではマザーリングとしての親の存在は意味があるのではないか、といった事が絶えず論議のマトとなつております。もつとも考え方によつては、この完全看護という原則を手がかりにして、幼児と他人との関係という問題が、小児科の領域なればこそかえつて或る程度はつきりしてくるのかもしれません。ですから法律みたいにかたくなにこの原則を押し通すというわけではないようです。ではありますか、患児がそう幼ないというわけでもなく、また手術の要もないのに、ただ子どもが可哀想だと言つて離れたがらぬ親の場合にはこの原則ははつきり存在意義を持つてまいります。そういう親をナースが説得して子どもから離れてもらうのですが、親によつては、ナースが説得して子どもから離れてもらうのですが、親によつては、子どもが目をさましている中は可哀想だと、寝ているうちに抜け出すようなことをするのでそのあとで子どもが目を開けた時泣き出

と收拾がつかなくなる、そういう時は再びナースがその親に「起きている時にちゃんとお子さんとお約束して、その時に泣いてもそうした事は二、三日で止りますから、子どもの目の前でお約束をして別れて下さい」と納得させて解決しています。何か幼稚園で新入児を扱っている場合に似ていますね。そうかと思うと子どもを入院させた時だけは一しょに来だが、以後さっぱり梨のつぶてと言った親もあります。医局を信頼して委せきりなのか、家事に追われているのか、その子どもに余り関心がないのか、いずれにしても、一ヶ月に一回位漸く顔を出すというのでは問題ですし、そういう親には、むしろ面会時間の意味を大いに強調するわけです。どうも困った事ですが、親とか祖父母が余り期待しないような子ども、例えば兎唇だとか脳の病気の子どもなどの場合は厄払いのつもりか、"いつまでも入れておいて欲しい"と言つて全然面会に来ない、何かの施設と間違えているらしい向きもあるようです。余談ですが今、祖父母と申しましたが、こういう人達は孫が如何なる病気にせよ、余り入院させる事に乘気ではないらしく、全快もしない子どもを無理に退院させてしまふ例もありました。

もちろんこういう人ばかりではなく素直に協力してくれる親も多い。しかしそる医者は、"入院児の治はその子の病気はむしろ親の心の病気の反映と言えるかも知れない"と意味ありげなことを言っておりました。事実子どもが入院中に"この子のしつけ方を教えてい

ただきたい"とか"この子は学業不振だが何とかならないか"といった註文をなさる親があります。そこでこうした親に始終直面しているナース達がいろいろ考えたあげく、入院児の親としての心構えを親達に持つてもらうようと、カンファレンスを通して「入院心得」と言つたパンフレットを作つております。……親の問題についてはまだいろいろあるのですが、具体的な例については後ほどべることにしてもう一つこれはかなり一般的な意味を持つものとしてカンファレンスで分つたことをご紹介しましょう。それは乳児を入院させた場合、「親の抱き癖」が治るということです。殊に、入院するまでは親が抱かないとすぐ泣き出す乳児が、ここへ入つて親に抱かせないようにすると、始めはちょっと泣きますが、一週間もたつと"抱いてもらうために泣く"ということが少なくなり、いつの間にか抱き癖が(親も子も)治つてしまふ……これは他でもありますね。

の形で子どもの学業が余り遅れないように協力を願う、といった意味をこめてその担任へ送つたらどうかということになり、近く実施の運びになりました。その他これは病室内での子どもの取り扱いに關することですが、できるだけ年令の近い同性の子どもを同じ部屋に置くとか、同病相憐れむというわけではないのですが互いに励まし合うことの意味を含めて同じ病気（例えば食餌療法や安静を要する腎臓炎の如く）の子ども達は同室に入れるなどいろいろ工夫をしていますが、何かとその方がうまくいくようです。また、知能が低い子どもとか幼い子どもはとかく何かのはずみに他の医局へ行つたり外へ出るおそれがありますので、背中に「迷子札」をつけるようになっています。これは余談ですが、母親が見舞にくる時、家に置けないからでもありますしあが病児の幼い弟妹を連れてくる場合が少なくない。彼らは抵抗力が弱いし何かの病気（何も伝染病でなくとも）がうつるおそれがないとは言えない、と言つてどこかに預けるところも無い。そこでもつと托児施設があつたら、と一同嘆息することがよくあります。実際小さい子どもが来る時は神経を使います。これらも悩みの種というところでしょうか……。

またおもしろいと言つては何ですが、カンファレンスの後で時々試食会といふものをやっています。これはその時子どもに出している食事の内容が（殊に新しい食品を使う時は尚更）果して子どものし好に合っているか、いちおうおとなとの口ではあるが、カンファレンスに合っているか、いちおうおとなとの口ではあるが、カンファレンス

ンスの面々が試食するのです。医長をはじめ医局員やナースも一しょになつてもぐもぐやりながら批評するところなどちよつと他では見られぬ情景ですね。偏食の子どもがあつたらここへ入院させられることでしよう。

……以上の事は比較的共通的な問題としてたびたび出てくることですが、次に個々の患者でカンファレンスならでは扱えないような問題を持った事例についてお話ししていきましょう。

ここには「小頭症」と言つて生まれつき大脳が殆んど無い子どもが長い年月にわたつて入院しています。この子（女の子）はもう十歳をすぎていますが、今日でも、寝つきりで食事排泄など自分ではできませんし、自分でやれるのは呼吸と手足を動かす程度といった、それこそ動物以下の水準で生きている、三日も周囲が構わなければ生きることも不可能だといったかわいそうな子どもです。何だかお人形が手足を動かしているような感じです。そういう子どもですから将来も生きている限りは誰かが面倒をみてやらねばならないわけですが、家庭ではそれが難かしい、といって小児科の病室には年令制限があつて近い将来そこにも置けなくなる、今後どうしたらよいか、という形でカンファレンスの大問題（今まで何年もむし返されたそうですが）となり、ソシアル・ワーカーが諸方を馳げめぐつて漸く実を結ぶというか適当な施設を探し出したという次第です。世の

中にはこうした子どもいるものですね。またこれも珍らしい例ですが、或る十四歳になる女の子は頸椎骨（首の骨）を手術してその接合部を針金でしっかりと留め、ギブスをその上からはめて何年も入院していた、最近どうやらひとりで歩けるようになってしまったが、うつかり転べば忽ち首の骨が折れるか外れてしまふ、まだまだ危険である。病気は治ったので退院はしてもよいがこの子の将来をどうするか、学校は長い間休んでいたし当然教育は必要だが普通の学校ではとても無理だ、養護学級的なものでも全生活的なものでなくては登校帰宅の点で危険だし、どうしたらよいか、これには一同誰しもが首をひねりました。それで学校の方は何とか決りましたが、今度は路上通行の場合この子に盲の人が使うような白い杖がなかつたらひとたまりもない、前例はないが何とか持たせたい、といふのでまたまたソシアル・ワーカーが当局へ何度も足を運んだのですが未だに持があかない、何でも新道路交通法と白い杖は盲・聾の人に限るそうで例外規定が全くないのだそうですが、何か法律の盲点というものをつくづくと感じてしまいました。それで、この杖を持たせるかどうかの問題は未だに解決していないのですが、それにもうこうした分野でのソシアル・ワーカーの役割は、たとえ直接に入院児そのものを扱うものではないにしても、その子どもの背景たる家庭をカンファレンスメンバーが考慮する場合に極めて重要な意義を持つことを改めて認識した次第です。この他ソシアル・

ワーカーは子どもが退院してもその予後経過を辿るべくその家庭とか、学令児ならば学校などを訪問するなど、かなり手数のかかる仕事をやっています。或る時など、学校へ行くのを拒否し、あげくの果てにこここの病室に入院した生徒がありましたが、（小児ヒステリーの診断がある他は身体に異常はないようです）彼は完全にその病気も治らぬ中に母親の経済事情もあって中途退院してしまった、一同はその後を案じてソシアル・ワーカーに調査方を依頼しました。この人の努力が実ったかどうかはともかくその子どもは再び学校に行くようになつたらしいのですが、本来はそうした事は関係学校当局とか担任が扱うべきはずの事を病院側の方がむしろ心配したことになり、いろいろ考えさせられました。むしろ学校側は無関心なのかな気がつかないのどちらかでしょうが、これはちょっと問題ですね。こうしたことは案外多いのではないかと私は気にしております。結局、ソシアル・ワーカーのこうした活躍も、医師・ナースを含むカンファレンスマンバーの共通的な理解とか問題意識が或る程度あつてこそ、その働きが生きることになるとも言えましょう。ですからそれぞれ立場に違いはあるても互いに通じ合いながら運営をはかるところにこここのカンファレンスの特徴（おそらくどこでもそうかもしだせんが）があると思います。ところでその一員たるこの私は、そこでいつたい何をしていくのか、これは次にお話し致します。

*

*

日本幼児保育史の研究

日本保育学会共同研究小委員会

二十四、明治一〇年代の幼児教育関係法

幼稚園の設置・廃止規則の始め

明治九年官立幼稚園が一園だけ創立されてから一〇年、明治一九年には園数三八、保母八三名、幼児二五八五名まで増大したが、その数はまた極めて僅かにしかすぎなかつた。義務教育の小学校二八五五六校とは比較にならないとしても、義務教育ではない中等学校八八校、高等・専門学校六八校、師範学校四六校と比較してもその普及は遅々たるものである。しかも、これらの学校は明治一九年にそれぞれ小学校令・中学校令・師範学校令更に大学に対しては大学令など単独の勅令が公布され学校体系上確たる地位を得てゐた。これに反して、幼稚園は設置・廃止の手続き規程が示されたほかには、文部省からの通達によつて、その位置づけを得てゐたにすぎない。幼稚園についての単独の勅令は更に四〇年を待たなければならなかつた。

明治一二年九月布告の教育令は、その第二〇条と第二一条とで、府県立幼稚園の設置・廃止は文部卿の認可を得、市町村立幼稚園の設置・廃止は府知事・県令の認可を得、私立幼稚園の設置および廃止はそれぞれ府知事・県令に認可の申請および開申しなければならないことを定めた。これはわが国の幼稚園史上における最初の設置・廃止に関する規程であるだけではなく、幼稚園に関してやや具体化された内容としての条文の嚆矢でもある。

同年一月文部省は私立幼稚園の設置を認可を要せず、届出のみで差支えないとして次のような通達を出している。

文部省布達第六号（輪廓附）私立幼稚園・書籍館等ヲ設置或ハ廃止スルモノハ私立学校同様府知事県令ニ開申スヘキ儀ト可心得

旨布達候事
幼稚園の設置を公費で促進することを計画することのできなかつた。

た当局として、私財をもつて設立することをできるだけ容易にすることを考慮しての措置であったか。設置手続きを私立幼稚園に対し緩和している真意を把握することは明らかにすべき一つの問題点である。

また同時に、幼稚園での保育法が小学校の教授要旨、教科内容の基準を示していた小学教則と同じように、公立にあっては文部卿の認可、私立にあっては府知事・県令への開申事項となつた。小学教則がすでに国家的レベルでその基準が示されていたにもかかわらず、幼稚園では既述の東京女子師範学校附属幼稚園が明治九年、保育科目（物品科、美鑑科、知識科）を制定していただけで、保育法ということはさうこのとき始めて用いられたにすぎず、その内容が如何なるものであるか明らかでない。保育内容、保育時間、休業日等園則に含まれるものと意味していたようと思われる。

明治一三年公布の改正教育令は、私立幼稚園の設置を再び府知事・県令の認可事項とし、明治一四年一月には、府県立学校幼稚園書籍館等設置廃止規則（文部省達第四号輪廓附）、町村立私立学校幼稚園書籍館等設置廃止規則起草心得（文部省達第五号輪廓附）が通達され、設置に当つて具備すべき事項が明示された。府知事、県令が当該規則を制定する場合、幼稚園の設置については、

一、設置ノ目的ノ事
一、位置ノ事
一、名称ノ事
一、保育ノ課程ノ事
一、保育用器具等ノ事

- 一、入園退園ノ規則休日等ノ事
- 一、幼稚員数ノ事
- 一、保姆等職務心得及其人員俸額ノ事
- 一、保母ノ学力品行等ノ事
- 一、敷地建物ノ事
- 一、経費収入支出ノ事

を審査できるものとするよう望まれている。保育の課程ということばがここで始めて用いられているが、その内容は全くの自由にまかされていたもののが多かった。これにもとづいて各府県はそれぞれ規則を制定したが、熊本県では、如上の諸事項の外に、

一、保育ノ要旨 何様ノ方法ニ依リ何用ノ器具ヲ用ヰテ保育スル等ヲ記載スヘシ 例へハ修身ノ話ナレハ和漢聖賢ノ教ニ基キテ近易ノ談話ヲナシ 絵図等ヲ示シテ理解ヲ助ケ孝悌忠信ノ大要ヲ知ラシメヌメテ善良ノ性質習慣ヲ養フ等ノ類

- 一、保育期限及休業
- 一、始業終業ノ時限
- 一、保育料
- 一、設立者（私立ニ限ル）学力品行履歴

などが附加されている。このほか、設置の目的には「彝倫道德ヲ本トシテ幼児ヲ保育シ家庭ノ教育ヲ補フ等ノ類ヲ記載スヘシ」と註記されており、保育の要旨の註記とともに、幼稚園教育の目的が、地方にあっては、この頃次第に開化主義から皇道主義へ転換し始めた小学校教育と同じように考えられていることを示している。しかし、どれだけ保育の実際を統制し得るものであつたかは明らかで

なく、問題はむしろ如何にして多くの幼児を幼稚園に収容するかにあつたようである。

簡易幼稚園の勧奨（明治十五年）

とくに、明治一五、六年頃からの経済界の不況は、物価を下落させ金融は逼迫し、国民の困憊は極めて甚だしくなつた。貧民、力役者でその幼児の保育のがれて生産に専念されることまで考えねばならなくなつた。このため、明治一五年一二月五日、文部卿は、簡易幼稚園に関する示諭を次のように出した。

文部省直轄ノ幼稚園ハ務メテ園制ノ完全ナランコトヲ期シ而シテ地方ニ於テ設ケル所ノモノモ概ネ之ニ模倣シタルヲ以テ規模頗ル大ナレバ人ヲシテ都會ノ地ニ非ザレハ之ヲ設ケルコトニ能ハズ又富豪ノ子ニアラザレハ之ニ入ルコト能ハサルノ感アラン 然レトモ幼稚園ハ又別種ノモノモアリ 都鄙ヲ論ゼズ均シク之ヲ設置シ貧民力役者等ノ児童ニシテ父母其養育ヲ顧ミルニ暇アラザルモノヲ之ニ入ルコトヲ得ベキモノトス 此種ノ幼稚園ニ在テハ編制ヲ簡易ニシ唯善ク幼児ヲ看護保育スルニ堪ブル保母ヲ得テ平穏ニ遊嬉ヲナサシムルヲ得ハ即チ可ナリ 是レ群児街頭ニ危険鄙猥ノ遊戯ヲナスモノニ比スレハ大ニ勝ル所アリ 其父母モ亦保育ヲ免レ生産ヲ營ムノ便ヲ得テ其益蓋シ少ナカラザルベキナリ

この示諭は、幼児教育の範囲を一躍広く且つ簡易にし幼稚園新設をこころ易きものにした倉橋・新庄共著「日本幼稚園史」三三二頁）、後の託児所の使命とするような保育事業をも果すべきであるとした、（吉木弘造著「幼児保育史」六七頁）などいろいろ評価されているが、

果してどれだけこの種の幼稚園が設立されたかは疑わしい。同年の文部省年報は更にこのことを次のように勧奨している。

幼稚園ノ府県所轄ニ属スルモノハ東京府下ニ公立私立各一箇、大阪府下ニ府立公立各一箇、宮城県下ニ公立一箇、鹿児島県下ニ県立一箇アリテ其保育ハ計二〇名幼児ハ男一八〇名 女一五七名アリ 以上府県ノ外他地方ニ於テハ未タ開設セルモノナシ 但群馬県ニ於テ一ノ幼稚遊戯場ヲ仮設シ幼児三〇余名ヲ保育セシカ本年ノ県会ニ於テ其費用ヲ否決セリ 是ニ於テ序下ノ富商某深ク之ヲ惜ミ自ラ資金ヲ捐て之ヲ保続セルヲ以テ廃絶スルニ至ラスホ遠カラスシテ開設スル所アルヘシト云フ

府県幼稚園ノ設置此ノ如ク僅少ナルヲ以テ学令未満ノ幼児ハ殆ト教育ヲ受ケルノ地ナクシテ徒ニ危険鄙猥ノ嬉戯中ニ生長セサルヲ得サルノ情状アリ 若シ措キテ間ハサルトキハ日ニ頑陋ノ慣習ニ陥リ大ニ天賦ノ良質ヲ毀損スルヲ免レス 然ハ則之ヲ学校ニ入レンカ 其惡習ヲ防グノ策ニ於テハ頗ル得ル所アルヘキモ資質脆弱ノ幼児ヲシテ学令児童ト同シク厳密ナル範囲内ニアラシムルトキハ啻ニ身体ノ發育ヲ妨クルノミナラス又其精神ヲ損傷スルノ恐アリ 其後年ニ弊害ヲ遺スコト豈ニ妙シトセンヤ 地方ノ教育家タルモノハ其土地ノ状況ヲ察シ或ハ整備ノ編制ニ採り或ハ簡易ノ方法ヲ設ケ以テ幼児ヲ待ツノ準備ナカル可カラス 是目下緊要ノ事項ト云フ可シ

文部省は これら幼稚園の普及を「地方ノ教育家タルモノ」に準備させようとしたが、すでに不況の影響は地方の教育費を削減させねばならない事態におちこませており、義務就学でさえ明治一六年

をピークとして明治二〇年までは就学率を減少させねばならなかつたところである。明治一五年、一六年度の各府県の文部省に対する学事報告書中、簡易の幼稚園について報告しているものは、徳島県のもの一つのみであり、これまた單なる啓蒙的な通達とのみ見るべきであろう。文部省がどこまでも教育的立場を堅持していたことも注目すべきであろう。それにしては、保育養成がこれにともなつていなことは問題といわねばならない。

こうした文部省の必ずしも首尾一貫していない幼児教育政策は明治一七年の通達のなかに集中的にあらわれているといえよう。

学令未満児の小学校就学禁止（明治十七年）

前掲の明治一五年度文部省年報中に記されているように、この頃学令未満の幼児で小学校に就学しているものの数はかなりの数に上っている。明治八年から明治一六年までの各年度の該当者は二六、五一〇名から一一七、八五七名にまで増加しており、学令児童就学者の約三・九%に当る。三年未満の小学校在籍生徒一、九四四、二〇六名との比率を求めれば約六%で、第一学年では五〇名の学級に学令未満児が六名近くもいた計算になる。文部省はこれに対して、明治一七年二月一五日、

文部省第三号

学令未満ノ幼児ヲ学校ニ入レ学令児童ト同一ノ教育ヲ受ケシムルハ其言不勘候条件幼稚園ノ方法ニ因リ保育候様取計フヘシ此旨相達候事

との通達を各府県に示した。同日文部省普通学務局長は通達の趣

旨を説明するとともに

「尤右幼稚園ノ編制ニ就テハ既ニ前年府県学務課長へ示諭（筆者註、明治一五年の簡易幼稚園についての示諭）相成候趣モ有之必スシモ完全ノ規模ヲ具スルモノノミニ限ラス種々簡易ノ編制方モ有之候事故土地ノ情況ニ応シ或ハ別ニ之ヲ設置セシメ或ハ学校ノ一部ヲ以テ之ニ充テシムル条夫々適宜ノ方法ニ御計画之上御伺出相成可然ト存候条此段為念及御通牒候也」

と、その対策の大綱を指示した。この通達に対する各府県の動きは、明治一七年度の文部省年報によつてこれをうかがうことができる。すなわちこの年度においては各府県はそれぞれ、幼稚園の現況のほかに、「小学校ニ於テ幼稚園ノ方法ニ因リ学令未満ノ幼児ヲ保育スル方法」を報告事項として文部省に提出している。これらを、その内容によつて大別し、報告書の全文を掲載すれば次の如くである。

まず第一に、通達が出て早速その趣旨に即して、一部実施にふみきつた地方がある。埼玉県では師範学校附属小学校に幼稚科を設けて県下小学校の模範としている。山梨県では「幼児保育ノ心得」を示して保育法の適切を図り、あわせて幼児教育を中流以下の家庭の子弟にも及ぼさせようとしている。石川県も「幼児取扱心得」を編製して、保育時間を一日三時間半以下とし保育内容の基準を示した。島根県は幼稚科の規則、徳島県は簡易幼稚園規則を定め、保育時間、保育科目、保育担当者などについて述べている。また、これら諸県はこれらのものを契機として将来幼稚園の発展を期しているものである。

△模範を示す△

埼玉県年報

附属小学校

本年中新ニ計画セシ所ハ本校内ニ幼稚科ヲ設ケ学令未満ノ幼児ヲ幼稚園ノ方法ニ因リ保育セシ是ナリ是文部省第三号達ニ遵ヒ兼子テ管下小学校ノ模範ニ供セシ者ナリト雖向來之ヲ拡張シテ幼稚園ヲ起サントス。

学令未満ノ幼児ヲ学校ニ入レ学令児童ニ同一ナル学科ヲ履マシムルハ啻ニ身体ノ發育ヲ妨クルノミナラス精神ヲ害スルコト麁カラサルヲ以テ学令未満ノ幼児ハ幼稚園ノ方法ニ因リ保育スヘキ旨示達サレタレトモ、退テ小学校ヲ観ルトキハ概不教場狭隘ニシテ学令児童ヲ容ルニ苦シムノミナラス之ヲ教養スル教員モ亦隨テ不充分ナレハ学令未満ノ幼児ノ教場ヲ別ニシテ之ヲ保育スル余地ナキカ如ク幼稚園ノ方法ニ因リ幼児ヲ保育スル者殆ト稀ナリ。唯之ヲ検束シ以テ学科ヲ授ケサルノミ故ニ其方法ニ至テモ未タ確タル者ナシ然レトモ今ニシテ之カ設備ヲ為サ、レハ幼児ハ危険卑猥ノ遊戯中ニ成長シテ天賦ノ良性ヲ害フニ至ルヘキヲ以テ之カ計画ヲ為スハ目下ノ急務ト謂ハサルヲ得ス、故ニ本県ニ於テハ先づ師範附属小学校ニ幼稚科ナル者ヲ設ケ修身及ヒ庶物ノ談話、読方、数へ方、書き方、画き方、木ノ積立、板排へ、箸排へ、珠ツナキ、紙剪り、紙摺ミ、紙折リ、遊嬉等ニ因リ幼児ヲ保育セリ、將ニ漸々以テ一般ニ及ホサントス。

△幼児保育の心得を示す△

山梨県年報

普通小学教育ニ関スル準備尚未タ全ク整ハス 学令児童ニシテ尚学ニ就カサルモノ殆ト過半ノ多キニ居ル 況ヤ幼稚園ヲ設ケテ学令未満ノ幼児ヲ保育スルカ如キハ未タ曾テ之ヲ計画スルモノアラサルナリ 故ニ先ノ模範幼稚園ヲ設置スルノ計画ハ既ニ數年前ニアリト雖モ種々ノ障礙目前ニ横生シ遂ニ未タ其目的ヲ達スルニ至ラス然レトモ幼稚保育ノ事ハ特ニ教育上ノ為ノミナラス中人以下ノ経済上ニ於テモ亦其利益少ナカラサルヘク殊ニ本年以後学令未満ノ幼児ニ普通小学校ヲ教授スルヲ禁シタルニ付テハ模範幼稚園ノ設立更ニ一層ノ必要ヲ覺ルニ至レリ、早晚必ス之ヲ設ケテ以テ幼稚保育ノ普及ヲ謀ルコトヲ怠ラサルヘシ

從前ノ学令未満ノ幼児ヲ学令児童ト均シク小学校ニ入レ学期ノ末ニ至リテ試験ヲ受ケシメ學級ヲ昇降シタルハ児童ノ精神ヲ過度ニ勞セシ蓋シ鮮シトセス 是ヲ以テ先幼児保育ノ心得ヲ示シ学令児童ト其取扱ヲ異ニセシムルヲ主意トシ普通小学校内ニ於テ教授ノ程度ト時間トヲ輕減セシメ專ラ児童心神ノ発達ヲ妨害セサランヲ務メシム 而シテ其課程ハ修身ノ話、庶物ノ話、書き方、読ミニ方、計り方、及遊嬉ノ六科ニシテ其内幼児ノ思考ヲ凝スヘキモノ即讀書算術ノ初步ノ如キハ殊ニ注意ヲ篤クシ只管衛生ノ方法ニ背カサラシム、六才未満ノ幼児ニシテ小学校内ニ保育ヲ受クルモノスヘテ一〇八七人之ヲ前年前令児童ト均シク教育ヲ受ケタルモノニ比スレハ殆ト其手数ヲ減シタリ 其然ル所以ノモノハ從前入学志願ノ者ハ都テ之レヲ許可セシモ本年三月以来ハ別ニ幼児保育法ヲ

施行スルコト能ハサル学校ニ於テハ其入校ヲ謝絶シタルニ由ル。

〈幼児心得〉

石川県

本県ニ於テハ公私トモ未タ幼稚園ヲ設置セルモノナシ又小学校ニ於テ殊ニ学令未満ノ幼児ヲ待遇スルノ方法ヲ設ケルモノハ前年ニ曾テ見サリシ所ナルモノ本年ニ至リテハ該幼児ニ学令児ト同一ノ教授ヲナスハ身心ノ発育ヲ害スルノ恐アルヲ以テ之ヲ別異セントスルノ議稍行レタルニ際シ恰好シ貴省第三号ヲ以テ該幼児取扱心得ヲ編製シ現ニ学令未満幼児ニシテ在学スルモノヲ取扱フノ標準ヲシテ一日大凡三時三十分ヲ最長度トシ幼児ノ年令ニ応シ修身ノ話、読ミ方、数へ方、庶物ノ話、木ノ積立板排ヘ箸排ヘ豆細工珠繋キ紙折り等ヲ歓嬉ノ際ニ課シ又メテ遊嬉ヲナサシメ自然ニ身体ノ發育ヲ助ケ精神ヲ爽快ナラシムルアリ。或ハ該標準ニ摸擬セントシテ未タ至ラス僅二時間ヲ縮メ教授ヲ寛ニスルカ如キニ過キタルモノアリ。而シテ保育用品ヲ完備シ遊園ヲ設置シタルカ如キモノハ未タ曾テアラサルナリ。尤本年ハ着手ノ始ナレハ斯ク不完備ナルハ更ニ論ヲ俟タス尙将来ハ漸次幼稚園ノ方法ニ依リ保育セシメ勉メテ其完備ヲ計ラントス。

〈保育内容を示す〉

島根県年報

六年未満ノ幼児ニシテ從来学令兒童ト共ニ小学科ヲ学ハシメ已ニ一学期以上ヲ昇級シタル抜群ノ優力生ヲ除クノ外ハ文部省十七

年第3号達ニ基キ悉ク幼稚ノ方法摸擬シテ修身話、庶物話、玩器用法、読書、書、遊嬉等ヲ一日三、四時間ツツ授ケテ以テ幼稚ヲ保育ス其目的ハ天賦ノ知覚ヲ啓発シテ善良ノ慣習及小学校教育ノ基礎ヲ得セシムルニアリ。本科ハ各小学校ニ於テ適宜施行スト雖モ事期始ニ属スルヲ以テ未タ完全ヲ得タリト云フヘカラス故ニ不日其保育方法ヲ且其模範ヲ示サンカ為メ更ニ本県師範学校附属小学校ニ幼稚保育ノ一科ヲ設ケ東京女子師範学校卒業者ヲシテ之ヲ担当セシメントス前記ノ方法ニ拠リテ保育ヲ受クルモノ關ニシテ男三〇三人女一二九人合セテ四三人之ヲ誘掖化育スル者ハ皆小学校ノ教員中稍年令ノ長シタルモノ若クハ裁縫科教員等之ヲ攝行ス其法ノ得失等ハ明年ノ成績ニヨリテ將ニ詳報スルアラントス。

徳島県年報

幼稚園ハ未タ之ヲ設置セスト雖モ小学校ニ於テ簡易ノ幼稚園ヲ設ケ学令未満ノ兒童ヲ保育セントシテ着手ノ者數校アリ即寺島富田新町助任松島トス。其方法ハ本県ニ於テ制定セル簡易幼稚園規則ニ拠リ脩身及庶物ノ話、数へ方、読ミ方、書キ方並ニ遊嬉等ノ課業ヲ授ク其保育ノ時間ハ一週十八時一日三時一度三十分以内トナセリ而シテ其保姆ノコレヲ扱フ者多クハ本県女学校ニ於テ卒業セシ者ヲ以テシ且該校ニ於テ其教授法等ヲ伝習シタルニヨリ畧々幼稚園保育ノ体裁ヲ得ルニ至ルヘシ。

次に、大阪府、京都府、愛知県では、それぞれ趣旨に即して幼児と学令兒童の教室を別にし、或いは幼児保育科規則を定め、或いは

保育法を一応示すなど措置はしているが、實際にはまだ行なうに至っていない。ただし、大阪市では、この通達が直接の契機となつて公立幼稚園が開設されたことはすでにかかげた大阪市における初期幼稚園の表（本誌六〇巻一〇号六六、七頁）によつて知ることができる。

〈教室を分ける〉

大阪府

本年ニ於テノ其方法ヲ規定スルニ至ラサルヲ以テ各小学校共先ツ教場ヲ分異シ幼稚園ノ方法ニ拠リ適宜保育スヘキ旨ヲ達シタルノミ故ニ其方法及ヒ意見ハ来年ニ譲ル。

〈規則公布〉

京都府

管内小学校ニ於テハ本年幼児保育科規則ヲ達スト雖モ未タ実施ノ期限ヲ示ササルヲ以テ該規則ニ依リ、之ヲ保育セシモノナシ、唯從來入学セシモノハ小学校教則ヲ斟酌輕減シ幼稚ノ發育ニ注意ヲ加ヘシメ之ヲ保育スルニ止マレリ。

〈簡易方を施さず〉

愛知県年報

幼稚園ハ本県未タ設立セスゝ雖モ小学校ニ於テハ本年文部省第三号ノ達ニ基キ学令未満ノ幼児ハ学令児童ト同一ノ教育ヲ施サシテ適宜簡易ナル幼稚園ノ方法ニ因リテ保育ヲ施サシメタリ。但

未タ一定ノ方法ヲ設ケサルカ為メ目今取調中ニ属ス。其学令未満者ニ於テハ、その計画を将来にまつという態度の府県がある。なかでも、群馬県では保育伝習所の開設を計画しようとしている。僅か一園ではあっても、幼稚園教育の實際を知るものにとつては、ただ子どもを区別して誰でもあずかっていれば保育できるものとは考えられず、まず保母に人を得ようとしたのであろうか。

〈一部実施 他は将来〉

東京都年報

前年ニ比シ保母六名、幼児二・六名ヲ増加セリ。

其設置日尚浅キヲ以テ未タ述フヘキノ事項ナシト雖モ、其ノ保育漸以效果ヲ呈シ隨テ民心ヲシテ幼児保育ノ必要ヲ感セシメ該園ノ設置就園児日ヲ逐テ増加スルノ傾向ナリ。

小学校ニ於テ幼稚園ノ方法ニ因リ学令未満ノ幼児ヲ保育スル一定ノ方法ハ未タ設置セスゝ雖モ独り本所区公立江東小学校ニ附属幼稚園ノ一所アリテ幼児ヲ保育セリ。然レトモ其方法タルヤ該校ニ在ル学令ニ達セサル児童ヲ保育シ併セテ博ク学令未満ノ幼児ヲ入園セシムルヲ以テ其実ハ一個ノ幼稚園組織ニシテ本項ニ該当スルモノアラス。

其他ノ小学校ニ於テハ、文部省達第三号ノ主旨ヲ下達シ、以來学令未満幼児ノ入学ヲ停メタリ。然レトモ民間ノ状態子弟就学ノ速キヲ望ムモノ甚多キカ故ニ之レカ適當ノ保育ヲ設ケ其志望ヲ

充タシムルハ亦普通教育普及ノ一手段ナレハ、将来計画スル所アラントス。

神奈川県

幼稚園ノ設置未タ之レナシ。小学校ニ於テ幼稚園ノ方法ニヨリ学令未満ノ幼児ヲ保育スル方法ハ未タ之ヲ設ケス。然レトモ其事タル地方現時ノ情況ニ適応ノ便法ナルヘキヲ以テ目下方ニ計画中ニ在リ。

茨城県年報

幼稚園ノ設ケナキ地方ニ於テ幼児保育方法ノ欠クヘカラサルハ勿論ナレモ管下在小学校幼児ノ数ヲ調査スルニ其数一、七七七人ニシテ之ヲ小学校ニ平均スレハ僅々二人有余ノミ則チ小学科ヲ減略シテ適宜ニ之ヲ授ケ未タ秋然一方法ヲ設クルニ至ラス 然レトモ市街ノ学校ニ於テハ差々多數ノ幼児ヲ見ルヲ以テ目下之カ保育ノ方法ヲ計画セントス。

〈保母伝習所の設置を計画〉

群馬県年報

幼稚園ハ前年報ニ申報セシ如ク前橋ニ於テ僅ニ県立一ヶ所アルノミ 現在穢兒ノ数ハ二九名ニシテ保母一人同助手二名以テ之ヲ保育セリ 然レモ猶其規模ノ狭小ナルト其位置ノ遠ク市街ノ一隅ニ偏スルヲ以テ未タ多クノ穢兒ヲ保育シ広ク其効益ヲ得セシムル能ハス 尚ホ明年ニ至ラハ傍ラ保母伝習所ヲ設ケ以テ之カ拡張普及ヲ計ラントス。

（将来の計画）

岐阜県年報

小学校ニ於テ幼児ヲ保育スルハ皆揆ヲ東京女子師範学校附属幼稚園ノ教則ニ取り且ツ土地ノ情況ニヨリ彼是相酌量シテ以テ之ヲ保育セシメ特ニ体育ヲ重シ智徳ヲ開発セシメ身神相共ニ發達センヲ期ス。然レトモ在小学校幼児ノ数ハ各学校モ極メテ少數ナルヲ以テ其保育ノ方法未タ以テ完全ナルヲ得ルニ至ラス 是レ即今専ラ之カ良法ヲ得シヲ講究スル所以ナリ。

秋田県年報

本県未タ幼稚園ノ設ケナシ

小学校ニ於テ幼稚園ノ方法ニ因リ学令未満ノ幼児ヲ保育スル未タ適當ノ法ナキヲ以テ在来入学ノ児童ハ小学科ヲ斟酌シ試験ノ如キハ学期ニ関セシ進歩ノ都合ヲ図リ總テ成育上妨害ナキヲ主トシ適宜施行セシム 又新ニ入学ヲ請フモノハ當分良法ヲ設クルマテ入学ヲ許サル、モノトス。

（目下取調中）

宮城県年報

本県仙台区ヲ除ク外未タ幼稚園ノ設アラサルヲ以テ学令未満ノ幼児ハ学校ニ入レ校中一室ヲ設ケ専ラ遊嬉ヲ主トシ身体ヲ保育スルノ方法ヲ取調中ナリ。

富山県年報

本県未タ幼稚園ノ設ケアラス。又幼稚園ノ方法ニ因リ学令未満ノ幼児ヲ保育スルノ方法ヲ定メスト雖モ現今各郡申報スル所ニ由

レハ小学校ニ於テ保育スル幼児ノ員數男、○五二人女五五三人合計一六〇五人ニシテ皆適宜方法ヲ用、学令児童ト区別シ幼稚園ノ

方法ニ擬シ保育スルモノニテ素ヨリ小学校教則ヲ以テ教アルモノニアラス。右等保育ノ事ニ於テハ本原之カ計画スル所アレハ不日適當ノ方法ヲ定メ之ヲ管下ニ示達セントス。

第四に、義務教育の小学校教育がまだ十分実施できないので、到底学令前の幼児の保育まで考える余裕がないとする県もある。

〈小学校で手一杯〉

兵庫県

管内未タ設置セシモノナシ。且初等小学校ノ準備スラ未タ全力ラサレハ学令未満ノ幼児ヲ保育スル方法等ハ之ヲ設ケス。

長崎県

市邑ノ地ニ於テハ学令未満ノ幼児ニシテ就学ヲ望ムモノ統々踵ヲ接ス。抑モ教育ハ早ク幼稚園ノ際ニ始ムルヲ好シトストモ若シ

幼児ノ教育其度ニ過ルトキハ健康ヲ害シ終身有為ノ人タルコト能ハス。故ニ後来務メテ各邑ニ幼稚園ヲ起サシメ適良保育ノ途ヲ開キ他日学校ニ入ルノ地ヲ為サシメントス。然レトモ現今ノ状況タル法令ヲ以テ設置ヲ要スル小学校ラ尙完全ナル儲設ヲ為スコト能ハス。況ヤ幼稚園ノ如キニ於テヲヤ宜ク着々計画ヲナシ之ヲ将来ノ希望ニ属セサル可ラス。因テ思フニ先ツ模範幼稚園ヲ本県女子師範学校ニ起シ其方法及利益ノアル所ヲ衆人ニ示シ遂ニ之ヲ町村ニ及ホシ其設置スヘキ資力ナキモノハ小学校内ニ一部ヲ画シ幼

児保育ノ便ヲ与フル是レ本県ノ幼稚園ニ闊スル所見ドス。

将来学事施設上須要ノ件

…女子師範学校内ニ幼稚園ヲ設ケントス。

三重県年報

小学校ニ於テ幼稚園ノ方法ニ依リ学令未満ノ幼児ヲ保育スルノ法ハ未タ其設ケアラスト雖モ、從来入学ノ幼児ハ全く小学生徒ト殊別シ授業ノ時間及其学科ヲ取捨シ力メテ幼児身心ノ発達ヲ害セサラシメンニ注意セリ。但幼稚園ノ外小学校内ニ幼稚保育法ヲ設ケテ学令未満ノ幼児ヲ保育スルニ至テハ其勢小学校ノ経費ニ影響ナキ能ハス。故ニ保育方法ヲ布キテ幼児ヲ誘致スルノ利害ハ口下専ラ實地討究中。

長野県年報

目下普通教育モ猶未タ完全ナル能ハサレハ各校ヲシテ幼児保育ノ法ヲ行ハシムルハ難シトスル所ナレハ簡易ノ保育法ヲ設ケテ土地ノ情況ニ依リ殊ニ之ヲ行ハシメントス。

第五に、岩手県、青森県、福井県、札幌県、鹿児島県ではそれぞれ未だ幼稚園を設置する氣運もなく、また小学校において、別に学令未満の幼児を保育する方法を設けるに至っていない。更に、ここに掲げた県以外の諸県で、学令前の幼児に対する小学校での保育がどのような形でなされたかは明らかでないが、必ずしもこの第五のグループに属しているものばかりとは限らない。例えば、岡山県では明治一七年一月岡山師範学校幼稚科規則を次のように定めてい

第一章 通則

第一条 本科ハ当校附属小学ニ於テ学令未

満ノ幼児ヲ保育スルモノトス

第二条 幼児ハ男女ヲ論セス年令三年以上

六年以下トス 但シ時宜ニヨリ未満ノモノ

ト雖モ入科ヲ許スコトアルヘシ

第三条 幼児ハ大約年令ニ由テノ組ヨリ

三ノ組マテ三組ニ分ツ

第四条 保育科目ニ於テハ總テ試験ヲ用ヒザ
ルモノトス

第二章 保育規則

第一条 保育科目ハ会集、修身ノ話、庶物

ノ話、木ノ積立、板排ベ、箸排ベ、輪排ベ、

珠繫ギ、紙織リ、紙摺ミ、紙刺シ、縫取

リ、紙剪リ、呂キ方、数ヘ方、画キ方、訛

ミ方、唱歌及遊戲トス

第二条 保育時間ハ一日四時間ヲ超ユヘカ

ラス 又毎科ノ時間ハ三〇分ヲ過クヘカラ

ズ

第三条 年中休業日ハ小学科ニ同シ

第四条 保育ノ要旨ハ左ノ如シ略

この幼稚科は三才以上学令までの幼児を
収容しており、また保育内容からみても幼
稚園そのものであって、学令未満の幼児を

小学校で保育するための模範となるものを
直接めざすものではなかつたかもしけな
い。しかし、文部省の通達によつて学令前
の幼児の教育機会を準備する運をつくつ
たものとして、ここに注目するに値する。
明治一八年度においても、この通達によ
つて「簡易ナル保育法」をとる幼稚園らし
いものを小学校に附設しようとする努力が
諸府県にみられたことは、さきの引用文に
よつても知ることができるし、その動きの
一部は本誌六〇巻二・号六八頁に掲載され
ているものによつて知ることができよう。
以上の諸事実は、文部省が一片の通達で
問題を解決しようとするほど実際が動き得
るものでないこと、とくに必要経費を用意
し得ない場合また幼児教育の必要性に対す
る地方当事者ならびに世論の存しない場合
には、容易に幼児教育機会の準備ができる
いことを示しているものといえよう。その
後、明治・九年、森有礼文部大臣によつて
諸学校令が公布されるに當つても、幼児教
育についての法令は制定されず、更に一層
明確な法的体系は明治二三年小学校の公布
まで待たなければならなかつた。

幼児の教育 第六十一卷 第二号

三月号 ◎ 定価六〇円

昭和三十七年三月二十五日印刷

昭和三十七年三月一日発行

東京都文京区大塚町三五

お茶の水女子大学付属幼稚園内

編集兼　津　守　真

発行所　日本幼稚園協会

東京都文京区大塚町三五

お茶の水女子大学付属幼稚園内

発行所　日本幼稚園協会

東京都千代田区志村町五

印刷所　凸版印刷株式会社

東京都千代田区神田小川町二ノ一

発行所　株式会社　フレーベル館

振替口座東京一九六四〇番

◎本誌ご購読についての注文は発行
所フレーベル館にお願いいたします。

発行以来、児童教育界の
話題をさらった書！
たちまち重版！

幼稚園参考書

—その教育と運営—

東京都私立幼稚園協会 編纂
日本私立幼稚園連合会 刊行

推 薦

大阪市大教授 三子幼稚園長 保育学会長 社会事業大助教授 宝仙短大講師 樟蔭女大教授 宝仙短大講師 岡田正 栗山講師 西本哲夫 王越三郎 松村康平 文部事務官 基督教保育協会長 お茶の水女大教授 基督教保育連盟長 賀米琢 佐藤初 古屋道雄 キリスト教保育連盟長 黒門幼稚園長 松石 津守 お茶の水女大助教授 お茶の水女大助教授 都道府県私幼団体長 順不同	大阪市大教授 小川正通 井信義 都幼稚園教育研究会長 山村きよよ 都指導主事 山村副島ハマ 厚生事務官 都保育研究会長 伊東金造 日本幼稚園協会会長 坂元彦太郎 愛育研究所員 竹田俊雄 湯川尚文 國語研究所員 村石昭三 学芸大教授 品川不二郎 聖心女大教授 水谷光 都道府県私幼団体長 順不同
---	--

発行 フレーベル館 B5 堅牢本 800円 送料90円

キンターブック

4月号予告

“ちょうどよも
いっしょに”

別冊

キンターブック 物語絵本

(季刊)

春の号

“へりこふたーの
ぶんきち”

作・阿川弘之
え・岡部冬彦



別冊ペアレンツコーナー付き
B5判 20頁 50円



ちょうどよも いっしょに、入園、
進級、4月のよろこび……。
まど・みちお作詞、磯部 健作曲の
明かるく、やさしい歌物語を中心に、
チョウの観察、社会観察がたのしく
できる特集です。

A4判 16頁 付録付き
50円

東京都千代田区神田小川町 3-1

フレーベル館

振替口座 東京 19640 番 電話 東京 (291) 7781~5